

さつま町障がい者計画 (令和3年度～令和8年度)



令和3年3月

鹿児島県 さつま町

はじめに

昨年は、「新型コロナウイルス感染症」が世界的な大流行（パンデミック）を引きおこし、人類にとって、未知のウイルスによる大きな試練の1年でありました。

わが国においても、史上初となる緊急事態宣言が全国に発令され、未だ収束していない状況にありますが、コロナ禍における感染予防・感染拡大防止のため、様々な社会活動や経済活動の制限・自粛を余儀なくされる中において、「リモートワーク」の普及など、業務形態は変革を促され、「3密回避」などの新たな生活様式は、人と人とのつながり・きずなの重要性を強く考えさせられるものでありました。



さて、国は現在、将来予想されている生産年齢人口の減少に起因する労働力不足などの諸問題に対応するため、「地域共生社会」の実現を目指しています。

「地域共生社会」とは、“制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会”とされています。

「地域共生社会」では、障がいがある方々も地域社会を構成する重要な一員として、様々な活躍が期待されています。

この度、平成27年3月に策定した「さつま町障害者計画」が計画期間の終了を迎えることから、国や鹿児島県の動向を踏まえつつ、障がい者アンケート調査などの結果も考慮し、新たな「さつま町障がい者計画（令和3年度～令和8年度）」を策定いたしました。

ひきつづき、第2次さつま町総合振興計画に掲げる「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」の実現を目指し、「障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり」を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、御審議いただきましたさつま町障害福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力をいただきました住民の皆様、ヒアリング調査に御協力をいただきました事業所様その他関係各位に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

さつま町長 **日高 政勝**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画の対象と範囲	5
5 計画の策定体制	6
6 障がいの表記について	6
第2章 さつま町における障がい者の現状及び課題	7
1 本町の障がい者の概況	9
2 障がい者アンケート調査結果	18
3 施設・事業所及び関係団体調査結果	42
4 本町における課題	45
第3章 計画の基本的方向	47
1 基本理念	49
2 施策体系	50
第4章 施策の基本的方向	51
1 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進	53
2 相談支援体制の充実	56
3 日常生活を支援するサービスや社会参加活動の充実	59
4 保健・医療の充実	62
5 療育・教育の推進	65
6 雇用・就業機会の確保等による経済的自立の支援	69
7 生活環境基盤の整備充実	71
第5章 計画の推進にあたって	77
1 計画の周知	79
2 県及び近隣市町との連携	79
3 計画の評価・点検	79
第6章 資料編	81
1 さつま町障害福祉計画策定委員会	83
2 さつま町地域自立支援協議会	86
3 用語解説	89

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がい者施策に対する充実は、世界的な流れで進んでおり、国は、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」の批准を平成26年1月に行いました。

また、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを目的とする「第4次障害者基本計画」（計画期間：平成30年度から令和4年度）を「障害者の権利に関する条約」の理念も踏まえ、平成30年3月に策定しました。

さらに、平成28年4月に一部施行された「改正障害者雇用促進法」において、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務を新たに定めるとともに、「障害者差別解消法」において、障がい者に対する国・地方公共団体及び事業所の不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務を新たに決めました。

その他、平成28年8月に施行された「発達障害者支援法の一部を改正する法律」において、発達障がい者の支援の充実を推進するとともに、平成30年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、障がい者の地域生活支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化への対応を推進するなど、障がい者施策の推進を図っています。

本町では、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障がい者の暮らしを支えるための計画であり、ノーマライゼーションの理念を継承し、障がい者の社会への参加・参画に向けた施策の推進を図るための長期計画として、「さつま町障害者計画」を策定しています。

また、障がい者が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するにあたり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画として、「さつま町障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定しています。

現在の「さつま町障害者計画」の計画期間が令和2年度末に終了を迎えることから、国や県の障がい者施策の動向や近年行われた障がい者制度改革を踏まえ、新たな「さつま町障がい者計画（令和3年度～令和8年度）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」に該当する理念計画として位置づけられるものです。

○障害者基本法第 11 条第 3 項

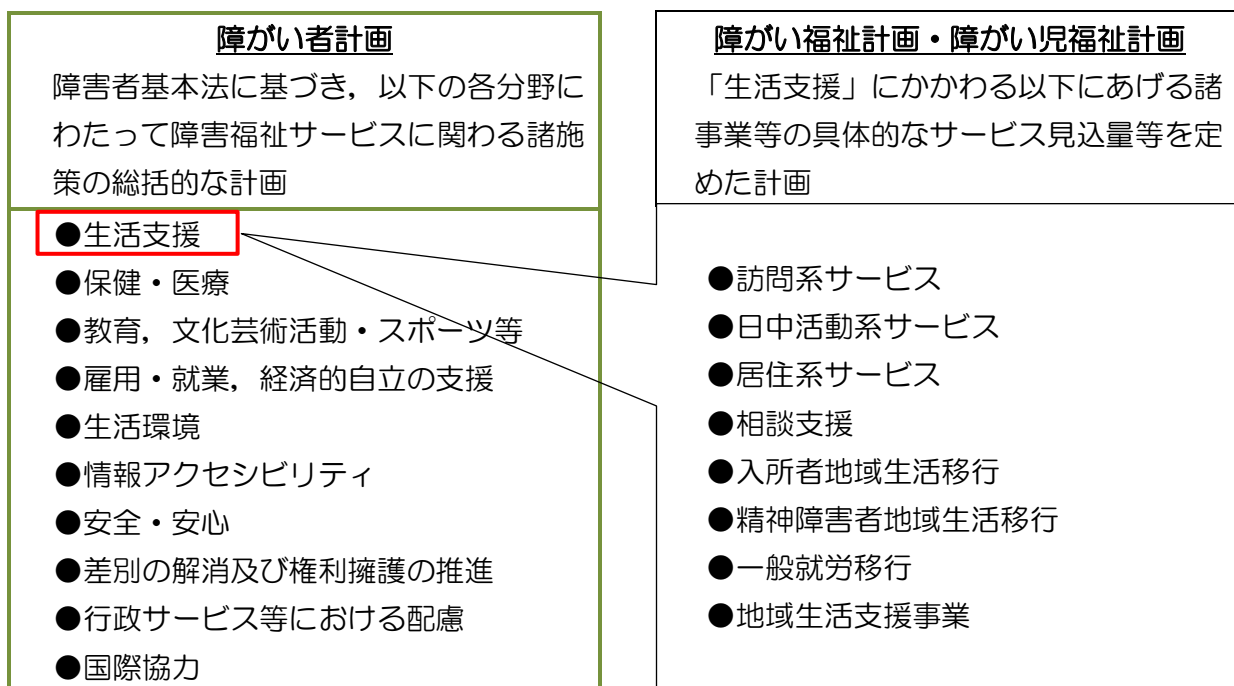
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係

障がい者計画は、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項等について定めた理念計画です。

一方、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい者計画に定めた理念に基づき、障がい者・障がい児が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の実施に関する事項等について定めた実施計画です。

「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係



(2) その他計画との関係

本計画は、本町のまちづくりの基本指針を定めた第2次さつま町総合振興計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

また、国の「障害者基本計画」及び県の「鹿児島県障害者計画」等、国や県が示す方向性を踏まえた計画となります。

3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者計画	障害者計画						障がい者計画					
障がい福祉計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画				第1期計画			第2期計画			第3期計画		

4 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がい者」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけを含めた施策を推進します。

本計画においては、「障がい児」を上記にあてはまる人のうち18歳未満の人、「障がい者」を年齢を問わず上記にあてはまる人として記載します。

5 計画の策定体制

本計画の策定において、障がい者福祉関係団体や学識経験者等で構成するさつま町障害福祉計画策定委員会及びさつま町地域自立支援協議会を開催し、本計画素案等の検討・審議を行いました。

また、障害者手帳所持者及び障がい者福祉に関わる事業所・関係団体等に対するアンケート調査等を令和2年8月～9月にかけて実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

さつま町障害福祉計画策定委員会及びさつま町地域自立支援協議会の開催概要

会議名	回	開催日	協議事項
さつま町障害福祉計画 策定委員会	第1回	令和2年11月4日	計画素案について
	第2回	令和3年2月中旬 ～2月下旬	計画最終案について（書面審議）
	第3回	令和3年3月24日	計画策定完了報告
さつま町地域自立支援協議会	第1回	令和2年11月4日	計画素案について
	第2回	令和3年3月24日	計画策定完了報告

6 障がいの表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」「災い」等の意味があり、「有害」「被害」等、否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、不快感を覚えたりするなど、人権尊重の観点からも好ましくないとの意見があります。

本計画においては、少しでも否定的でマイナスなイメージを和らげるため、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものを示す用語、組織、関係団体、関係施設等の名称を除き、「害」を「がい」として表記します。

第2章 さつま町における障がい者の現状 及び課題

第2章 さつま町における障がい者の現状及び課題

1 本町の障がい者の概況

(1) 障害者手帳所持者数

本町の障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年4月1日時点の所持者数は1,886人となっています。

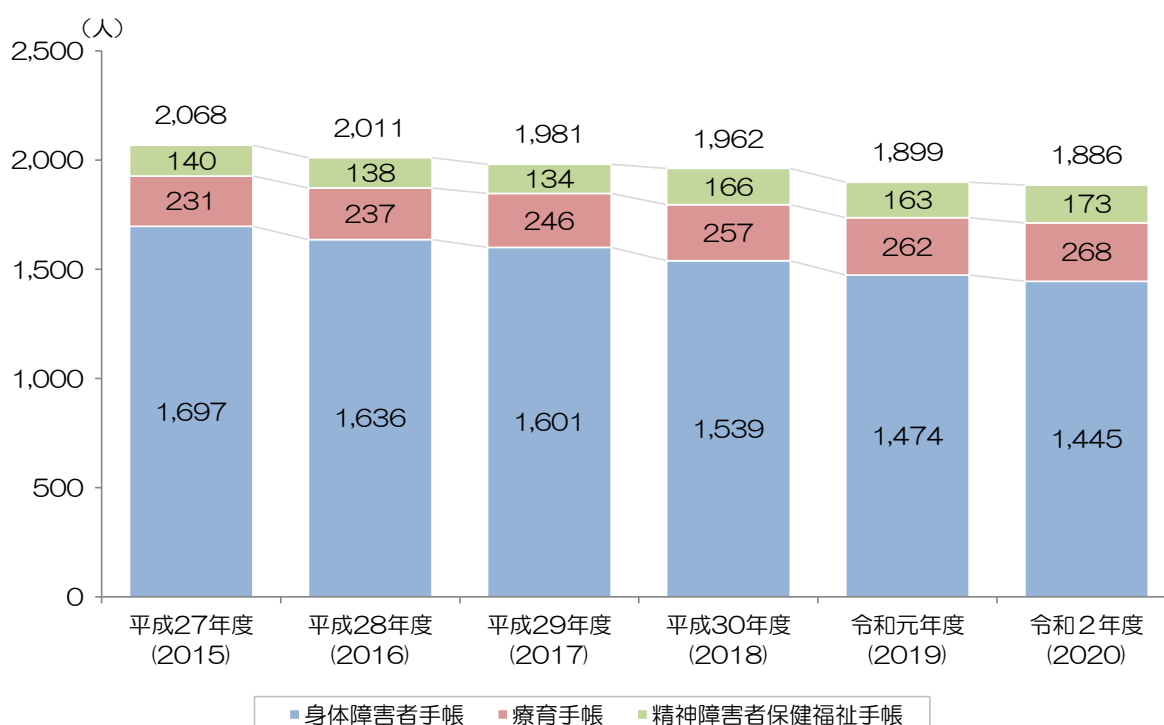
総人口に対する割合は大きな変動がないことから、総人口減少の影響を受けていると考えられます。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数が減少傾向にある一方、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

(単位：人，%)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
総人口	22,978	22,453	21,911	21,569	21,202	20,776
手帳所持者総数	2,068	2,011	1,981	1,962	1,899	1,886
総人口に対する割合	9.0%	9.0%	9.0%	9.1%	9.0%	9.1%
身体障害者手帳	1,697	1,636	1,601	1,539	1,474	1,445
総人口に対する割合	7.4%	7.3%	7.3%	7.1%	7.0%	7.0%
療育手帳	231	237	246	257	262	268
総人口に対する割合	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.3%
精神障害者保健福祉手帳	140	138	134	166	163	173
総人口に対する割合	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%

※各年度4月1日現在



(2) 障害者手帳種別所持者数

① 身体障害者手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

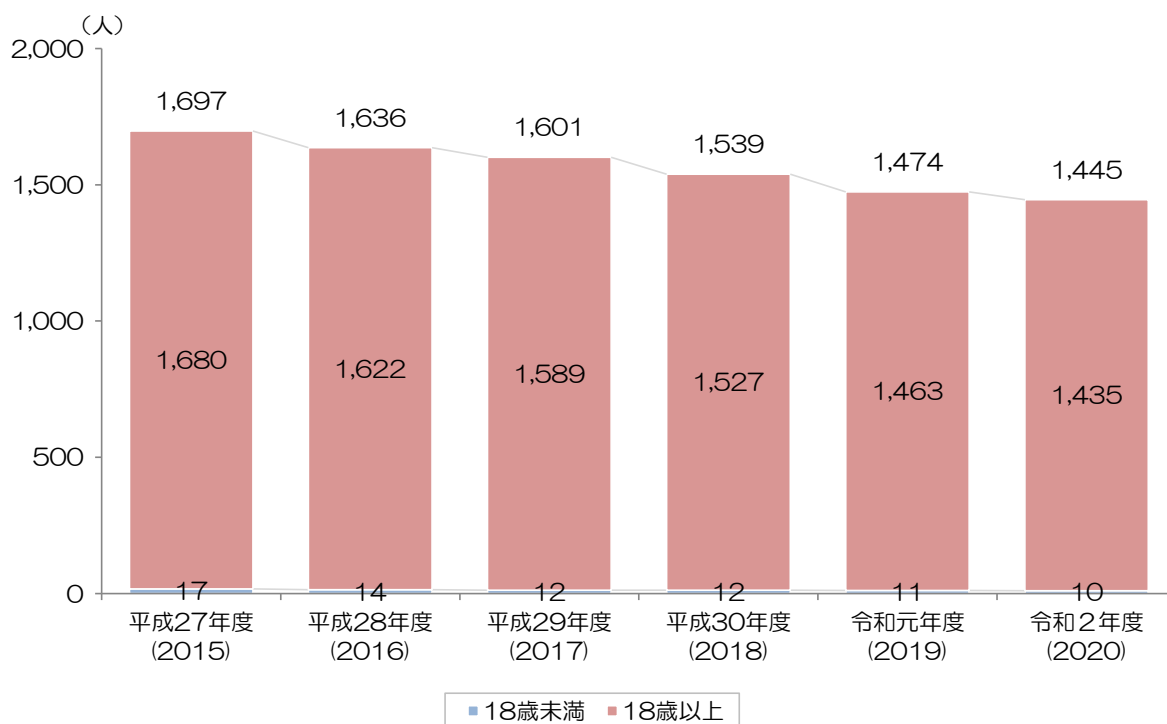
本町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年4月1日時点の所持者数は1,445人となっています。

年齢区分別にみると、18歳未満・18歳以上ともに減少傾向にあります。

(単位：人，%)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
身体障害者手帳	1,697	1,636	1,601	1,539	1,474	1,445
18歳未満	17	14	12	12	11	10
全体に占める割合	1.0%	0.9%	0.7%	0.8%	0.7%	0.7%
18歳以上	1,680	1,622	1,589	1,527	1,463	1,435
全体に占める割合	99.0%	99.1%	99.3%	99.2%	99.3%	99.3%

※各年度4月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、以前は1級が最も多く、次いで、4級が多くなっていましたが、令和2年4月1日時点では4級が最も多く、次いで、1級が多くなっています。

令和2年4月1日時点の身体障害者手帳所持者数は、平成27年4月1日時点と比較して、すべての等級で減少しています。

(単位：人)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
身体障害者手帳	1,697	1,636	1,601	1,539	1,474	1,445
障がい者	1,680	1,622	1,589	1,527	1,463	1,435
障がい児	17	14	12	12	11	10
1級	476	457	435	414	400	372
障がい者	467	448	427	406	392	366
障がい児	9	9	8	8	8	6
2級	263	242	238	231	203	200
障がい者	260	239	235	228	202	198
障がい児	3	3	3	3	1	2
3級	314	293	276	277	266	253
障がい者	313	293	276	277	265	252
障がい児	1	0	0	0	1	1
4級	412	420	424	405	399	406
障がい者	411	419	424	404	398	405
障がい児	1	1	0	1	1	1
5級	113	109	108	100	96	98
障がい者	113	109	108	100	96	98
障がい児	0	0	0	0	0	0
6級	119	115	120	112	110	116
障がい者	116	114	119	112	110	116
障がい児	3	1	1	0	0	0

※各年度4月1日現在

ウ) 障がいの種類別所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障がいが多くなっています。

令和2年4月1日時点の身体障害者手帳所持者数は、平成27年4月1日時点と比較して、すべての障がいの種類で減少しています。

(単位：人)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度
身体障害者手帳	1,697	1,636	1,601	1,539	1,474	1,445
障がい者	1,680	1,622	1,589	1,527	1,463	1,435
障がい児	17	14	12	12	11	10
視覚障がい	116	112	111	101	90	95
障がい者	115	111	110	100	90	95
障がい児	1	1	1	1	0	0
聴覚・平衡機能障がい	225	218	213	206	190	188
障がい者	223	216	211	204	189	187
障がい児	2	2	2	2	1	1
音声言語障がい	10	12	12	12	11	9
障がい者	10	12	12	12	11	9
障がい児	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	905	868	848	806	773	750
障がい者	895	861	842	800	766	743
障がい児	10	7	6	6	7	7
内部障がい	441	426	417	414	410	403
障がい者	437	422	414	411	407	401
障がい児	4	4	3	3	3	2

※各年度4月1日現在

工) 等級・障がいの種類別所持者数の状況

本町の身体障害者手帳所持者数を等級及び障がいの種類別にみると、全体では、肢体不自由が最も多くなっていますが、1級では内部障がい、6級では聴覚障がいが多くなっています。

(単位：人，%)

区 分	全体	視覚	聴覚	言語	肢体不自由	内部
身体障害者手帳	1,445	95	188	9	750	403
構成比	100.0%	6.6%	13.0%	0.6%	51.9%	27.9%
1級	372	34	1	1	126	210
構成比	100.0%	9.1%	0.3%	0.3%	33.9%	56.5%
2級	200	27	26	1	144	2
構成比	100.0%	13.5%	13.0%	0.5%	72.0%	1.0%
3級	253	9	27	2	143	72
構成比	100.0%	3.6%	10.7%	0.8%	56.5%	28.5%
4級	406	5	68	5	209	119
構成比	100.0%	1.2%	16.7%	1.2%	51.5%	29.3%
5級	98	15	2	0	81	0
構成比	100.0%	15.3%	2.0%	0.0%	82.7%	0.0%
6級	116	5	64	0	47	0
構成比	100.0%	4.3%	55.2%	0.0%	40.5%	0.0%

※令和2年4月1日現在



② 療育手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

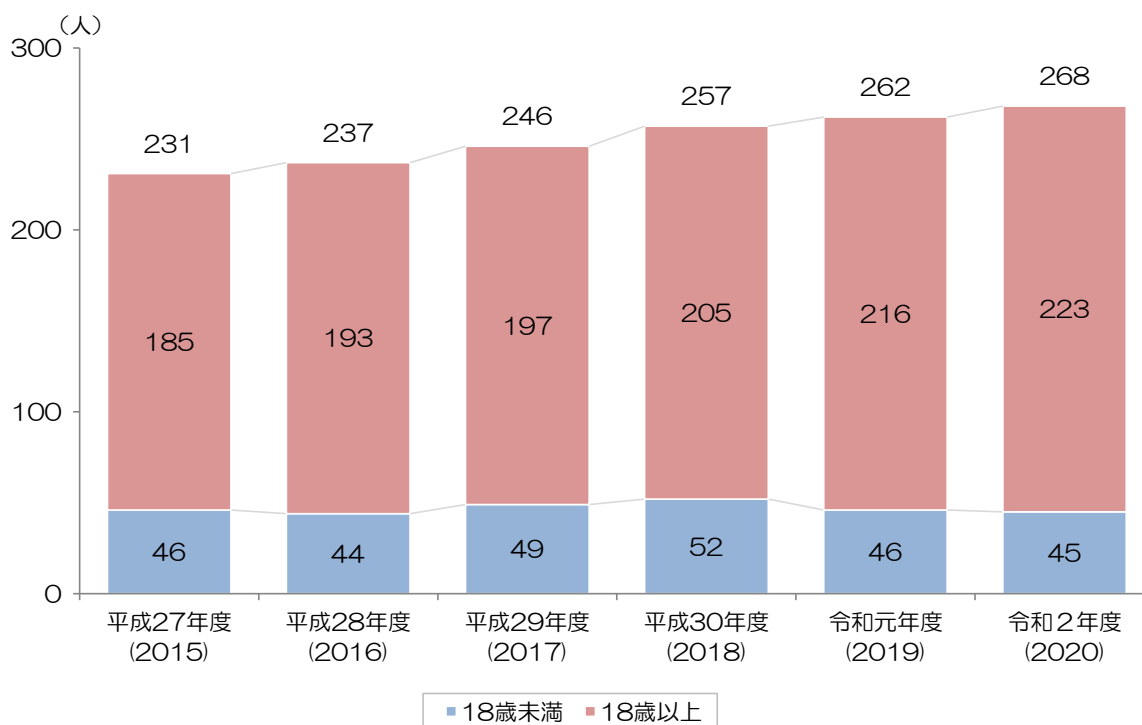
本町の療育手帳所持者数は増加傾向にあり，令和2年4月1日時点の所持者数は268人となっています。

年齢区分別にみると，18歳以上が増加傾向にあります。

(単位：人，%)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
療育手帳	231	237	246	257	262	268
18歳未満	46	44	49	52	46	45
全体に占める割合	19.9%	18.6%	19.9%	20.2%	17.6%	16.8%
18歳以上	185	193	197	205	216	223
全体に占める割合	80.1%	81.4%	80.1%	79.8%	82.4%	83.2%

※各年度4月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数を等級別にみると、平成 27 年 4 月 1 日時点では B 1 が最も多く、次いで、A 1 が多くなっていましたが、令和 2 年 4 月 1 日時点では B 1 に次いで、B 2 が多くなっています。

B 1 と B 2 で全体の半数以上を占めています。

(単位：人)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度
療育手帳	231	237	246	257	262	268
障がい者	185	193	197	205	216	223
障がい児	46	44	49	52	46	45
A	2	2	2	2	2	2
障がい者	2	2	2	2	2	2
障がい児	0	0	0	0	0	0
A 1	57	55	56	57	58	57
障がい者	51	50	52	53	55	55
障がい児	6	5	4	4	3	2
A 2	45	46	45	45	47	51
障がい者	37	38	38	39	41	44
障がい児	8	8	7	6	6	7
B	6	6	6	6	6	6
障がい者	6	6	6	6	6	6
障がい児	0	0	0	0	0	0
B 1	72	77	75	77	80	79
障がい者	58	67	65	67	69	69
障がい児	14	10	10	10	11	10
B 2	49	51	62	70	69	73
障がい者	31	30	34	38	43	47
障がい児	18	21	28	32	26	26

※各年度 4 月 1 日現在

③ 精神障害者保健福祉手帳

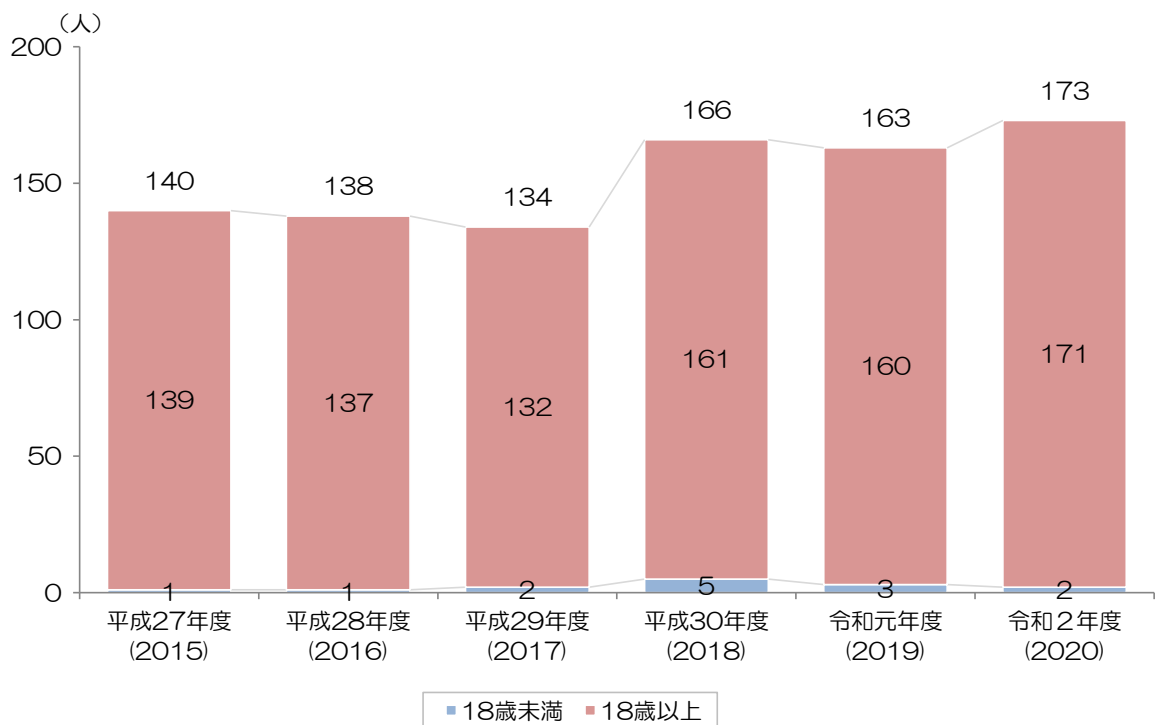
ア) 年齢区分別所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり，令和2年4月1日時点の所持者数は173人となっています。

(単位：人，%)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
精神障害者保健福祉手帳	140	138	134	166	163	173
18歳未満	1	1	2	5	3	2
全体に占める割合	0.7%	0.7%	1.5%	3.0%	1.8%	1.2%
18歳以上	139	137	132	161	160	171
全体に占める割合	99.3%	99.3%	98.5%	97.0%	98.2%	98.8%

※各年度4月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が最も多くなっています。

(単位：人)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度
精神障害者保健福祉手帳	140	138	134	166	163	173
障がい者	139	137	132	161	160	171
障がい児	1	1	2	5	3	2
1 級	5	4	3	5	3	5
障がい者	5	4	3	5	3	5
障がい児	0	0	0	0	0	0
2 級	121	121	116	135	132	143
障がい者	121	120	115	132	130	141
障がい児	0	1	1	3	2	2
3 級	14	13	15	26	28	25
障がい者	13	13	14	24	27	25
障がい児	1	0	1	2	1	0

※各年度4月1日現在

ウ) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

本町の自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、近年増加傾向にあり、令和2年4月1日時点では347人となっています。

(単位：人)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	312	281	304	327	329	347

※各年度4月1日現在

2 障がい者アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

障害者手帳所持者等の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的としました。

② 調査時期

令和2年8～9月

③ 調査対象

障害者手帳を所持する町民から 1,000 人を抽出し、18 歳以上の方を障がい者調査対象者、18 歳未満の方の保護者を障がい児調査対象者として調査を実施しました。

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収

⑤ 調査票配布・回収状況

調査種別	障がい者調査 (18 歳以上)	障がい児調査 (18 歳未満)
配布数	955	45
有効回答数	547	27
有効回答率	57.3%	60.0%

⑥ 調査結果利用上の注意点

- ・ 回答率は百分比の小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として 100%を超えます。
- ・ 図表等は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。
- ・ 集計表の網掛けについて、赤色は全体と比較して 10 ポイント以上割合が高いこと、青色は全体と比較して 10 ポイント以上割合が低いことを示しています。

(2) 調査結果概要

① 住まいや暮らし

ア) 現在の生活状況（障がい者調査・障がい児調査）

「一人で暮らしている」「家族と暮らしている」を合わせた割合は87.5%となっています。一方、「グループホームで暮らしている」「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」を合わせた割合は8.7%となっています。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
一人で暮らしている	97	16.9%	16.9%
家族と暮らしている	405	70.6%	70.6%
グループホームで暮らしている	7	1.2%	1.2%
福祉施設で暮らしている	30	5.2%	5.2%
病院に入院している	13	2.3%	2.3%
その他	4	0.7%	0.7%
無回答	18	3.1%	3.1%
サンプル数	574	100.0%	

	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18~64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
一人で暮らしている	97	0	20	76	80	2	14
	16.9%	0.0%	10.5%	22.7%	18.4%	2.0%	21.5%
家族と暮らしている	405	27	139	222	312	68	43
	70.6%	100.0%	72.8%	66.3%	71.9%	68.0%	66.2%
グループホームで暮らしている	7	0	5	2	3	4	1
	1.2%	0.0%	2.6%	0.6%	0.7%	4.0%	1.5%
福祉施設で暮らしている	30	0	16	13	14	23	1
	5.2%	0.0%	8.4%	3.9%	3.2%	23.0%	1.5%
病院に入院している	13	0	6	7	9	1	4
	2.3%	0.0%	3.1%	2.1%	2.1%	1.0%	6.2%
その他	4	0	0	4	4	0	0
	0.7%	0.0%	0.0%	1.2%	0.9%	0.0%	0.0%
無回答	18	0	5	11	12	2	2
	3.1%	0.0%	2.6%	3.3%	2.8%	2.0%	3.1%

イ) 今後3年間希望する生活（障がい者調査）

「一般の住宅で一人暮らしをしたい」「家族と一緒に生活したい」を合わせた割合は80.4%と、現在の生活状況と比較して、希望する割合が低くなっています。

一方、「グループホーム等を利用したい」「福祉施設で暮らしたい」を合わせた割合は、現在の生活状況と比較して高くなっています。

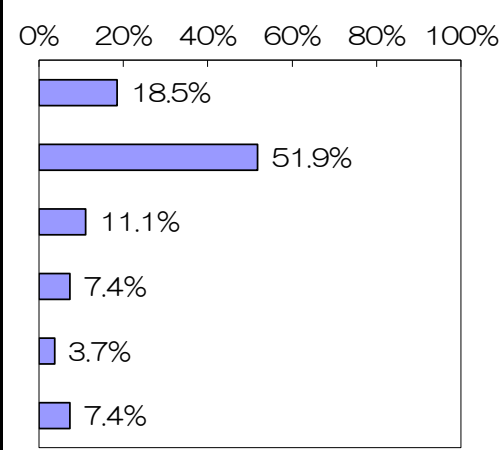
選択肢	回答数	割合
一般の住宅で一人暮らしをしたい	77	14.1%
家族と一緒に生活したい	363	66.4%
グループホーム等を利用したい	15	2.7%
福祉施設で暮らしたい	41	7.5%
その他	21	3.8%
無回答	30	5.5%
サンプル数	547	100.0%

	単純集計	年齢		障害者手帳所有状況		
	全体	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	547	191	335	427	77	64
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
一般の住宅で一人暮らしをしたい	77	19	57	63	3	12
	14.1%	9.9%	17.0%	14.8%	3.9%	18.8%
家族と一緒に生活したい	363	132	216	297	41	36
	66.4%	69.1%	64.5%	69.6%	53.2%	56.3%
グループホーム等を利用したい	15	10	5	5	7	3
	2.7%	5.2%	1.5%	1.2%	9.1%	4.7%
福祉施設で暮らしたい	41	15	25	25	20	4
	7.5%	7.9%	7.5%	5.9%	26.0%	6.3%
その他	21	5	16	17	0	5
	3.8%	2.6%	4.8%	4.0%	0.0%	7.8%
無回答	30	10	16	20	6	4
	5.5%	5.2%	4.8%	4.7%	7.8%	6.3%

ウ) 将来希望する生活（障がい児調査）

「一般の住宅で一人暮らし」「一般の住居で家族と同居」「グループホームで生活」を合わせた割合は81.5%となっています。

選択肢	回答数	割合
一般の住宅で一人暮らし	5	18.5%
一般の住居で家族と同居	14	51.9%
グループホームで生活	3	11.1%
障害者支援施設に入所	2	7.4%
その他	1	3.7%
無回答	2	7.4%
サンプル数	27	100.0%



割合
18.5%
51.9%
11.1%
7.4%
3.7%
7.4%



工) 希望する生活を実現するために必要な支援（障がい者調査・障がい児調査）

「経済的な負担の軽減」が34.7%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の21.8%、「在宅で医療的ケア等が適切に受けられること」の19.9%の順となっています。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
経済的な負担の軽減	199	34.7%	34.7%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	125	21.8%	21.8%
在宅で医療的ケア等が適切に受けられること	114	19.9%	19.9%
障がい者に適した住居の確保	102	17.8%	17.8%
相談対応等の充実	100	17.4%	17.4%
地域住民等の理解	87	15.2%	15.2%
コミュニケーションについての支援	68	11.8%	11.8%
生活訓練等の充実	62	10.8%	10.8%
その他	12	2.1%	2.1%
特にない	161	28.0%	28.0%
無回答	46	8.0%	8.0%
サンプル数	574	-	

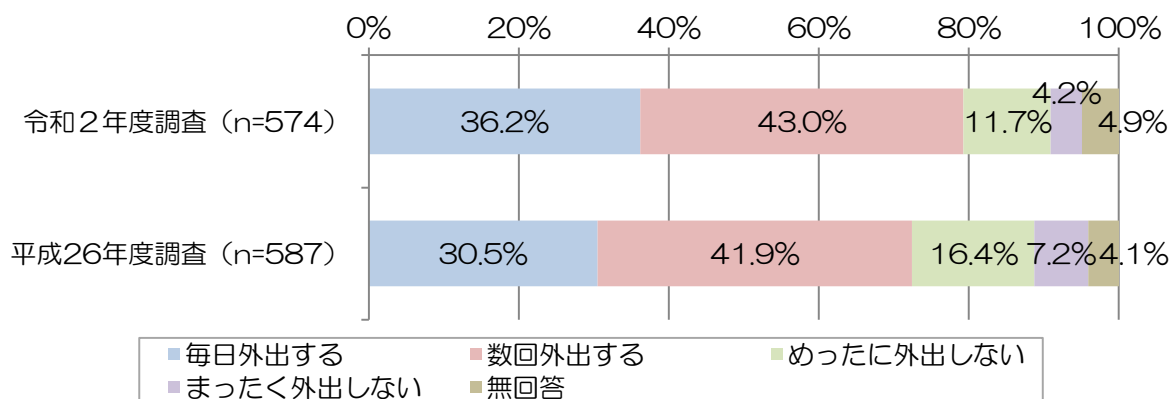
	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18~64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
経済的な負担の軽減	199	17	88	88	129	40	31
	34.7%	63.0%	46.1%	26.3%	29.7%	40.0%	47.7%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	125	4	38	81	97	16	9
	21.8%	14.8%	19.9%	24.2%	22.4%	16.0%	13.8%
在宅で医療的ケア等が適切に受けられること	114	2	32	76	96	12	8
	19.9%	7.4%	16.8%	22.7%	22.1%	12.0%	12.3%
障がい者に適した住居の確保	102	9	51	41	70	29	11
	17.8%	33.3%	26.7%	12.2%	16.1%	29.0%	16.9%
相談対応等の充実	100	10	52	36	48	34	19
	17.4%	37.0%	27.2%	10.7%	11.1%	34.0%	29.2%
地域住民等の理解	87	10	43	31	46	29	16
	15.2%	37.0%	22.5%	9.3%	10.6%	29.0%	24.6%
コミュニケーションについての支援	68	13	32	22	23	34	15
	11.8%	48.1%	16.8%	6.6%	5.3%	34.0%	23.1%
生活訓練等の充実	62	13	31	17	30	31	10
	10.8%	48.1%	16.2%	5.1%	6.9%	31.0%	15.4%
その他	12	0	7	4	8	1	3
	2.1%	0.0%	3.7%	1.2%	1.8%	1.0%	4.6%
特にない	161	3	36	116	141	15	11
	28.0%	11.1%	18.8%	34.6%	32.5%	15.0%	16.9%
無回答	46	1	7	33	36	7	5
	8.0%	3.7%	3.7%	9.9%	8.3%	7.0%	7.7%

※複数回答可

② 日中活動や就労

ア) 外出の頻度（障がい者調査・障がい児調査）

1週間における外出の頻度について、「毎日外出する」「数回外出する」を合計した割合は、平成26年度調査：72.4%、今回調査：79.3%となっており、平成26年度調査時と比較して、外出の頻度が高くなっています。



	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
毎日外出する	208	16	75	110	158	44	15
	36.2%	59.3%	39.3%	32.8%	36.4%	44.0%	23.1%
数回外出する	247	7	78	153	188	27	36
	43.0%	25.9%	40.8%	45.7%	43.3%	27.0%	55.4%
めったに外出しない	67	1	25	40	46	19	10
	11.7%	3.7%	13.1%	11.9%	10.6%	19.0%	15.4%
まったく外出しない	24	0	5	18	20	4	1
	4.2%	0.0%	2.6%	5.4%	4.6%	4.0%	1.5%
無回答	28	3	8	14	22	6	3
	4.9%	11.1%	4.2%	4.2%	5.1%	6.0%	4.6%

イ) 外出時の困りごと（障がい者調査）

外出を行っている方の困りごとについて、「特にない」が4割強を占めていますが、具体的な困りごととしては、「公共交通機関が少ない」が18.2%と最も高く、次いで、「困った時にどうすればいいのか心配」の14.6%の順となっています。

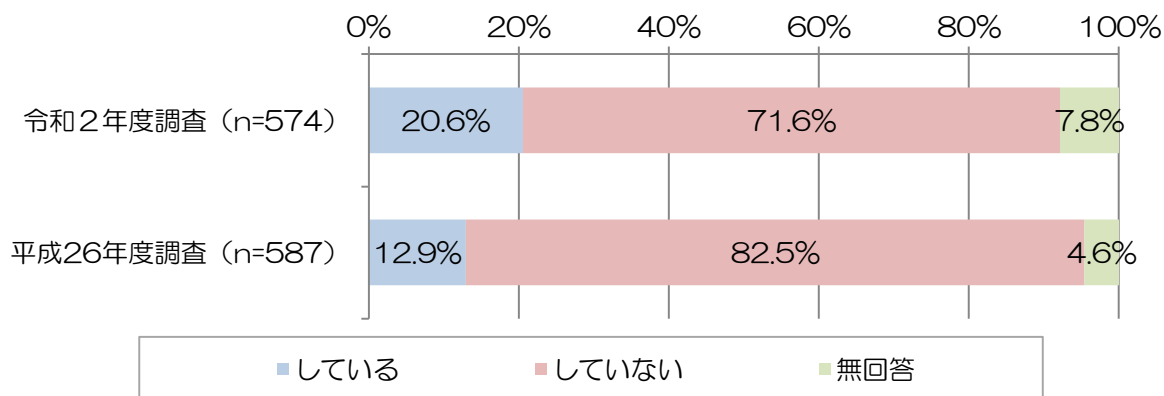
選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%
公共交通機関が少ない	95	18.2%						
困った時にどうすればいいのか心配	76	14.6%						
外出にお金がかかる	57	10.9%						
発作等、突然の身体の変化が心配	52	10.0%						
道路や駅に階段や段差が多い	51	9.8%						
外出先の建物の設備が不便	47	9.0%						
周囲の目が気になる	40	7.7%						
列車やバスの乗り降りが困難	37	7.1%						
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	28	5.4%						
介助者が確保できない	13	2.5%						
その他	17	3.3%						
特にない	232	44.4%						
無回答	38	7.3%						
サンプル数	522	-						

	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	522	24	178	303	392	90	61
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
公共交通機関が少ない	95	6	43	43	65	18	21
	18.2%	25.0%	24.2%	14.2%	16.6%	20.0%	34.4%
困った時にどうすればいいのか心配	76	7	45	23	31	33	22
	14.6%	29.2%	25.3%	7.6%	7.9%	36.7%	36.1%
外出にお金がかかる	57	3	28	26	38	10	13
	10.9%	12.5%	15.7%	8.6%	9.7%	11.1%	21.3%
発作等、突然の身体の変化が心配	52	1	24	25	36	8	13
	10.0%	4.2%	13.5%	8.3%	9.2%	8.9%	21.3%
道路や駅に階段や段差が多い	51	0	23	28	46	4	5
	9.8%	0.0%	12.9%	9.2%	11.7%	4.4%	8.2%
外出先の建物の設備が不便	47	0	20	27	43	3	5
	9.0%	0.0%	11.2%	8.9%	11.0%	3.3%	8.2%
周囲の目が気になる	40	4	23	13	17	14	13
	7.7%	16.7%	12.9%	4.3%	4.3%	15.6%	21.3%
列車やバスの乗り降りが困難	37	0	18	17	26	7	6
	7.1%	0.0%	10.1%	5.6%	6.6%	7.8%	9.8%
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	28	1	17	10	12	9	9
	5.4%	4.2%	9.6%	3.3%	3.1%	10.0%	14.8%
介助者が確保できない	13	1	5	7	8	2	5
	2.5%	4.2%	2.8%	2.3%	2.0%	2.2%	8.2%
その他	17	0	8	9	13	4	2
	3.3%	0.0%	4.5%	3.0%	3.3%	4.4%	3.3%
特にない	232	9	56	162	193	28	13
	44.4%	37.5%	31.5%	53.5%	49.2%	31.1%	21.3%
無回答	38	1	8	22	29	5	4
	7.3%	4.2%	4.5%	7.3%	7.4%	5.6%	6.6%

※複数回答可

ウ) 就労状況 (障がい者調査・障がい児調査)

「収入を得て仕事をしている」と回答した割合は、平成 26 年度調査：12.9%，今回調査：20.6%となっており、平成 26 年度調査時と比較して、収入を得て仕事をしている障がい者の割合が増加しています。



	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18~64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている	118	0	57	55	95	13	10
	20.6%	0.0%	29.8%	16.4%	21.9%	13.0%	15.4%
ボランティア等、収入を得ない仕事をしている	7	0	1	6	6	0	1
	1.2%	0.0%	0.5%	1.8%	1.4%	0.0%	1.5%
専業主婦（主夫）をしている	47	0	11	35	42	1	1
	8.2%	0.0%	5.8%	10.4%	9.7%	1.0%	1.5%
福祉施設、作業所等に通っている	48	0	36	12	14	38	7
	8.4%	0.0%	18.8%	3.6%	3.2%	38.0%	10.8%
病院等のデイケアに通っている	19	0	7	12	13	0	7
	3.3%	0.0%	3.7%	3.6%	3.0%	0.0%	10.8%
リハビリテーションを受けている	23	0	1	22	22	0	2
	4.0%	0.0%	0.5%	6.6%	5.1%	0.0%	3.1%
自宅で過ごしている	200	0	47	146	175	9	24
	34.8%	0.0%	24.6%	43.6%	40.3%	9.0%	36.9%
入所している施設や病院等で過ごしている	26	0	15	11	17	10	6
	4.5%	0.0%	7.9%	3.3%	3.9%	10.0%	9.2%
大学、専門学校、職業訓練校等に通っている	1	0	1	0	0	1	0
	0.2%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%
特別支援学校に通っている	19	19	0	0	3	18	1
	3.3%	70.4%	0.0%	0.0%	0.7%	18.0%	1.5%
一般の高校、小中学校に通っている	7	7	0	0	3	4	0
	1.2%	25.9%	0.0%	0.0%	0.7%	4.0%	0.0%
幼稚園、保育所、障害児通園施設等に通っている	1	1	0	0	1	1	0
	0.2%	3.7%	0.0%	0.0%	0.2%	1.0%	0.0%
その他	13	0	2	10	12	0	1
	2.3%	0.0%	1.0%	3.0%	2.8%	0.0%	1.5%
無回答	45	0	13	26	31	5	5
	7.8%	0.0%	6.8%	7.8%	7.1%	5.0%	7.7%

工) 就労で収入を得ている障がい者の職場・仕事への満足度（障がい者調査）

「満足している」「やや不満もあるが、続けていける」を合わせた割合は 92.4%で、就労を継続できるとしている障がい者が大半となっています。

選択肢	回答数	割合
満足している	56	47.5%
やや不満もあるが、続けていける	53	44.9%
これ以上仕事を続けていくことは難しい	7	5.9%
無回答	2	1.7%
サンプル数	118	100.0%

	単純集計	年齢		障害者手帳所有状況		
	全体	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	118	57	55	95	13	10
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
満足している	56	27	26	48	7	3
	47.5%	47.4%	47.3%	50.5%	53.8%	30.0%
やや不満もあるが、続けていける	53	28	22	39	6	7
	44.9%	49.1%	40.0%	41.1%	46.2%	70.0%
これ以上仕事を続けていくことは難しい	7	2	5	6	0	0
	5.9%	3.5%	9.1%	6.3%	0.0%	0.0%
無回答	2	0	2	2	0	0
	1.7%	0.0%	3.6%	2.1%	0.0%	0.0%

オ) 就労で収入を得ていない障がい者の就労希望（障がい者調査）

「仕事をしたい」の割合が 18.8%と、現在就労していない障がい者の 2 割弱が今後の就労を希望しています。

選択肢	回答数	割合
仕事をしたい	72	18.8%
仕事はしたくない、できない	228	59.4%
無回答	84	21.9%
サンプル数	384	100.0%

	単純集計	年齢		障害者手帳所有状況		
	全体	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	384	121	254	301	59	49
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
仕事をしたい	72	47	25	39	16	19
	18.8%	38.8%	9.8%	13.0%	27.1%	38.8%
仕事はしたくない、できない	228	53	171	193	30	23
	59.4%	43.8%	67.3%	64.1%	50.8%	46.9%
無回答	84	21	58	69	13	7
	21.9%	17.4%	22.8%	22.9%	22.0%	14.3%

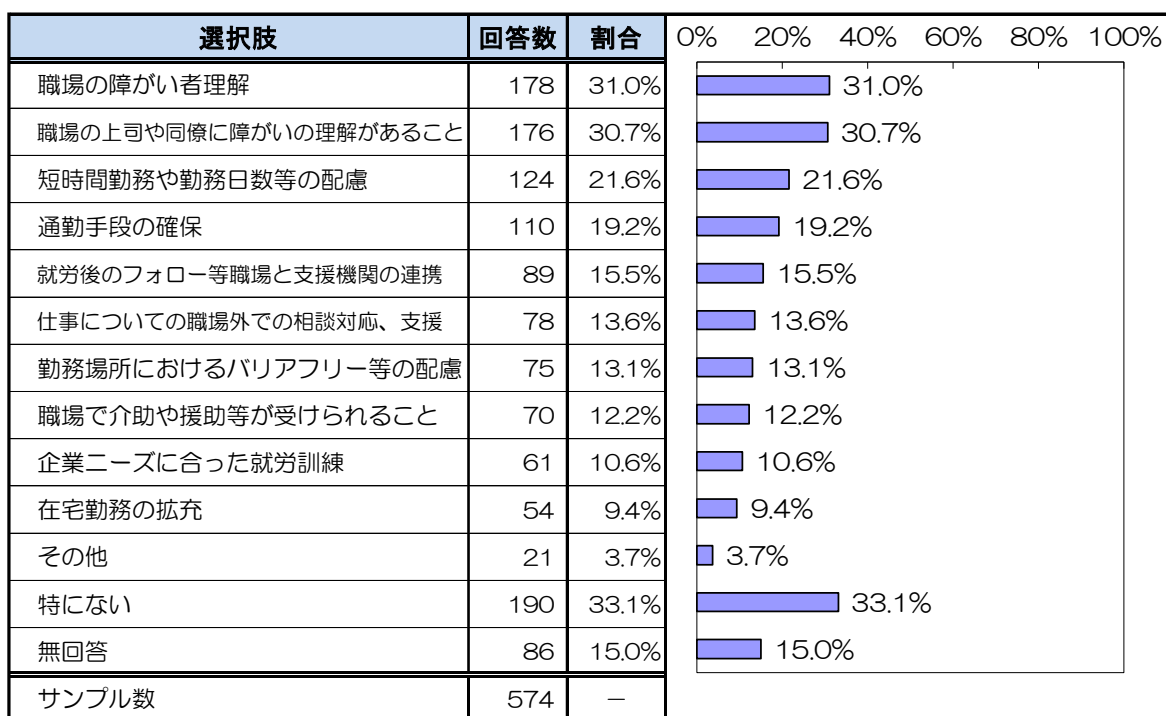
カ) 将来的な就労希望（障がい児調査）

「企業などで正社員として働いてほしい」が25.9%と最も高く、次いで、「施設に通って働いてほしい」の22.2%、「仕事に関する指導をしてくれる人がいる一般の会社で働いてほしい」の14.8%の順となっています。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
企業などで正社員として働いてほしい	7	25.9%	
自営業を営んでほしい	1	3.7%	
臨時雇用、パート・アルバイトなどで自分の生活に合わせた働き方をしてほしい	3	11.1%	
自宅で仕事をしてほしい	0	0.0%	
施設に通って働いてほしい	6	22.2%	
施設に入所して働いてほしい	3	11.1%	
仕事に関する指導をしてくれる人がいる一般の会社で働いてほしい	4	14.8%	
働いてほしいが、「障がいの程度が重い」などの理由で働くことは難しいと思う	1	3.7%	
働いてほしいとは思わない	0	0.0%	
特に希望はない	0	0.0%	
その他	1	3.7%	
わからない	0	0.0%	
無回答	1	3.7%	
サンプル数	27	100.0%	

キ) 必要な就労支援（障がい者調査・障がい児調査）

「職場の障がい者理解」が31.0%と最も高く、次いで、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の30.7%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の21.6%の順となっています。



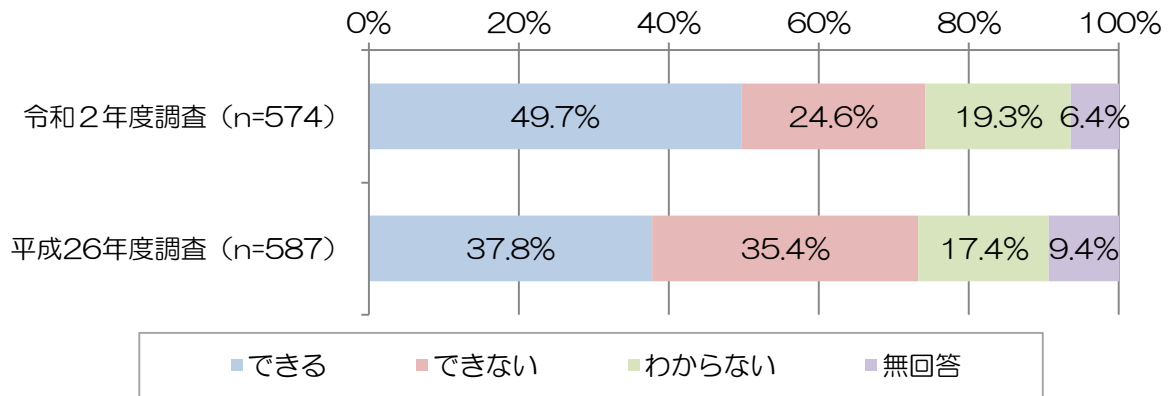
	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
職場の障がい者理解	178	20	93	64	114	46	25
	31.0%	74.1%	48.7%	19.1%	26.3%	46.0%	38.5%
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	176	20	85	69	108	45	27
	30.7%	74.1%	44.5%	20.6%	24.9%	45.0%	41.5%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	124	11	64	47	78	28	22
	21.6%	40.7%	33.5%	14.0%	18.0%	28.0%	33.8%
通勤手段の確保	110	16	51	42	67	34	14
	19.2%	59.3%	26.7%	12.5%	15.4%	34.0%	21.5%
就労後のフォロー等職場と支援機関の連携	89	15	50	24	42	43	10
	15.5%	55.6%	26.2%	7.2%	9.7%	43.0%	15.4%
仕事についての職場外での相談対応、支援	78	10	34	33	43	29	10
	13.6%	37.0%	17.8%	9.9%	9.9%	29.0%	15.4%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	75	5	31	38	62	11	3
	13.1%	18.5%	16.2%	11.3%	14.3%	11.0%	4.6%
職場で介助や援助等が受けられること	70	11	33	26	33	29	12
	12.2%	40.7%	17.3%	7.8%	7.6%	29.0%	18.5%
企業ニーズに合った就労訓練	61	8	32	20	29	24	8
	10.6%	29.6%	16.8%	6.0%	6.7%	24.0%	12.3%
在宅勤務の拡充	54	4	23	25	36	8	9
	9.4%	14.8%	12.0%	7.5%	8.3%	8.0%	13.8%
その他	21	0	9	12	17	3	3
	3.7%	0.0%	4.7%	3.6%	3.9%	3.0%	4.6%
特にない	190	1	35	149	163	20	11
	33.1%	3.7%	18.3%	44.5%	37.6%	20.0%	16.9%
無回答	86	0	14	61	72	9	10
	15.0%	0.0%	7.3%	18.2%	16.6%	9.0%	15.4%

※複数回答可

③ 災害時の避難

ア) 自力での避難の可否（障がい者調査・障がい児調査）

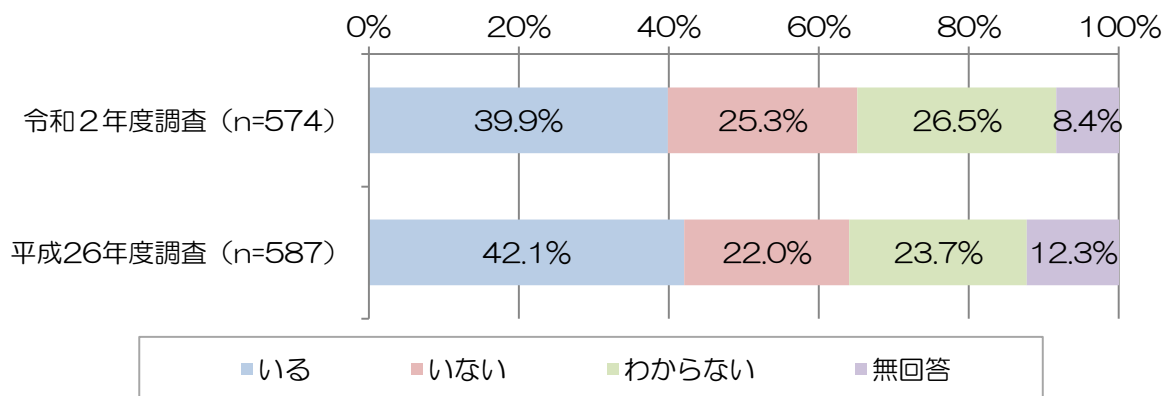
「災害時に一人で避難できる」と回答した割合は、平成 26 年度調査：37.8%，今回調査：49.7%となっており、平成 26 年度調査時と比較して、自力で避難できる障がい者の割合が増加しています。



	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574 100.0%	27 100.0%	191 100.0%	335 100.0%	434 100.0%	100 100.0%	65 100.0%
できる	285 49.7%	6 22.2%	88 46.1%	183 54.6%	231 53.2%	24 24.0%	31 47.7%
できない	141 24.6%	13 48.1%	51 26.7%	74 22.1%	97 22.4%	51 51.0%	16 24.6%
わからない	111 19.3%	7 25.9%	48 25.1%	53 15.8%	74 17.1%	25 25.0%	14 21.5%
無回答	37 6.4%	1 3.7%	4 2.1%	25 7.5%	32 7.4%	0 0.0%	4 6.2%

イ) 近所における支援者の有無（障がい者調査・障がい児調査）

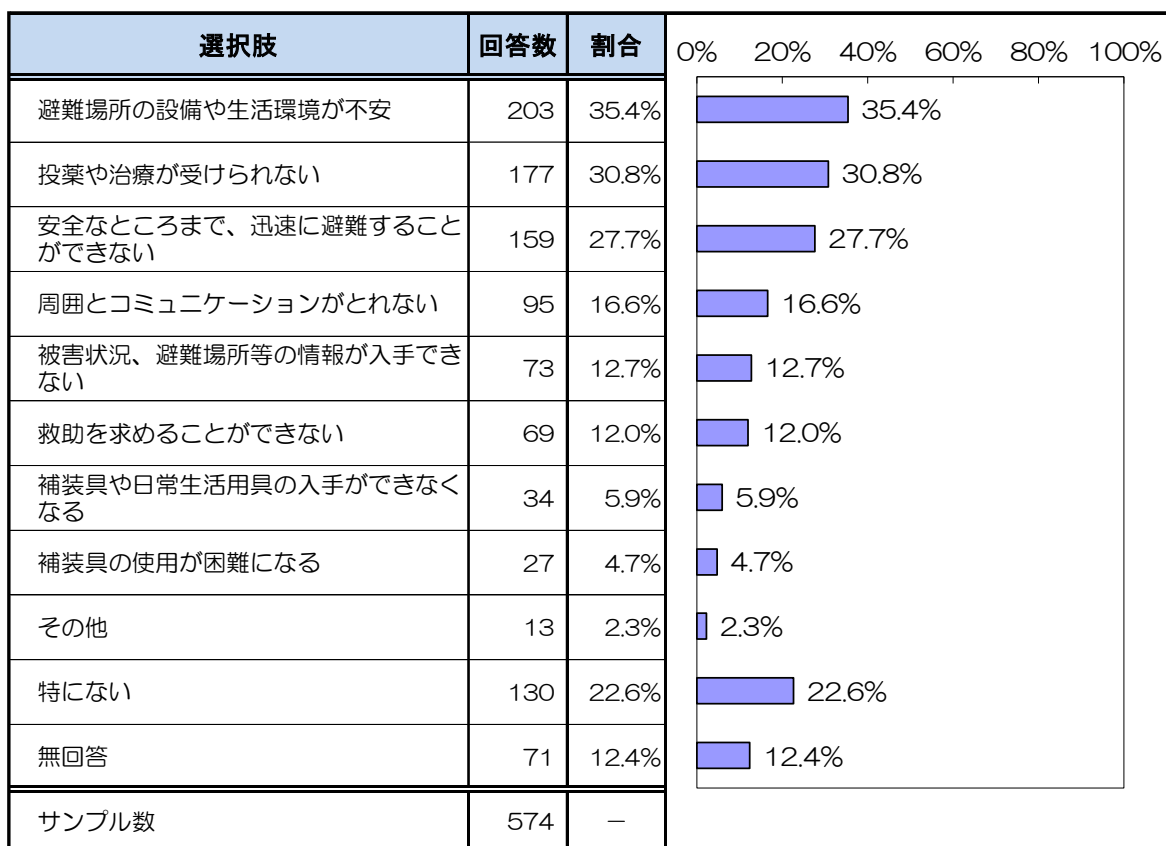
「家族が不在の場合や一人暮らしの場合において、近所に助けてくれる人がいる」と回答した割合は、平成26年度調査：42.1%，今回調査：39.9%となっており、平成26年度調査時と比較して、近所に支援者がいる障がい者の割合が減少しています。



	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
いる	229	8	51	164	192	25	19
	39.9%	29.6%	26.7%	49.0%	44.2%	25.0%	29.2%
いない	145	9	67	67	92	40	28
	25.3%	33.3%	35.1%	20.0%	21.2%	40.0%	43.1%
わからない	152	9	62	74	109	33	10
	26.5%	33.3%	32.5%	22.1%	25.1%	33.0%	15.4%
無回答	48	1	11	30	41	2	8
	8.4%	3.7%	5.8%	9.0%	9.4%	2.0%	12.3%

ウ) 災害に関する困りごと（障がい者調査・障がい児調査）

「避難場所の設備や生活環境が不安」が35.4%と最も高く、次いで、「投薬や治療が受けられない」の30.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の27.7%の順となっています。

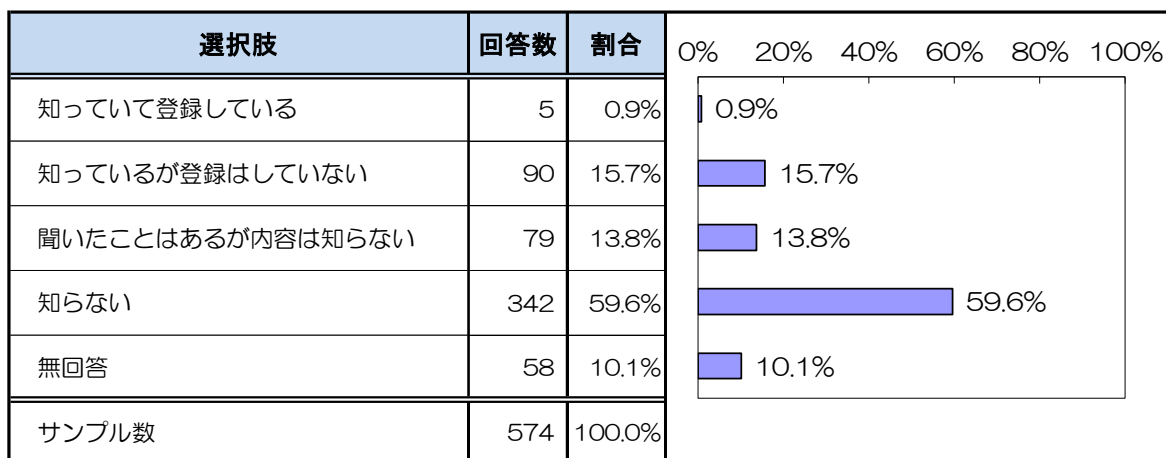


	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18~64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
避難場所の設備や生活環境が不安	203	10	84	108	152	44	26
	35.4%	37.0%	44.0%	32.2%	35.0%	44.0%	40.0%
投薬や治療が受けられない	177	3	71	100	135	20	33
	30.8%	11.1%	37.2%	29.9%	31.1%	20.0%	50.8%
安全なところまで、迅速に避難することができない	159	13	65	80	104	54	19
	27.7%	48.1%	34.0%	23.9%	24.0%	54.0%	29.2%
周囲とコミュニケーションがとれない	95	17	48	30	34	54	18
	16.6%	63.0%	25.1%	9.0%	7.8%	54.0%	27.7%
被害状況、避難場所等の情報が入手できない	73	12	40	21	31	42	10
	12.7%	44.4%	20.9%	6.3%	7.1%	42.0%	15.4%
救助を求めることができない	69	9	32	27	36	35	7
	12.0%	33.3%	16.8%	8.1%	8.3%	35.0%	10.8%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	34	2	11	21	28	6	5
	5.9%	7.4%	5.8%	6.3%	6.5%	6.0%	7.7%
補装具の使用が困難になる	27	2	6	19	26	2	1
	4.7%	7.4%	3.1%	5.7%	6.0%	2.0%	1.5%
その他	13	1	4	8	10	3	2
	2.3%	3.7%	2.1%	2.4%	2.3%	3.0%	3.1%
特になし	130	4	37	83	104	19	10
	22.6%	14.8%	19.4%	24.8%	24.0%	19.0%	15.4%
無回答	71	1	12	48	62	1	7
	12.4%	3.7%	6.3%	14.3%	14.3%	1.0%	10.8%

※複数回答可

工) 災害時要援護者制度の認知（障がい者調査・障がい児調査）

「知らない」が59.6%と、6割弱に達しており、制度の周知が必要であると考えられる状況にあります。

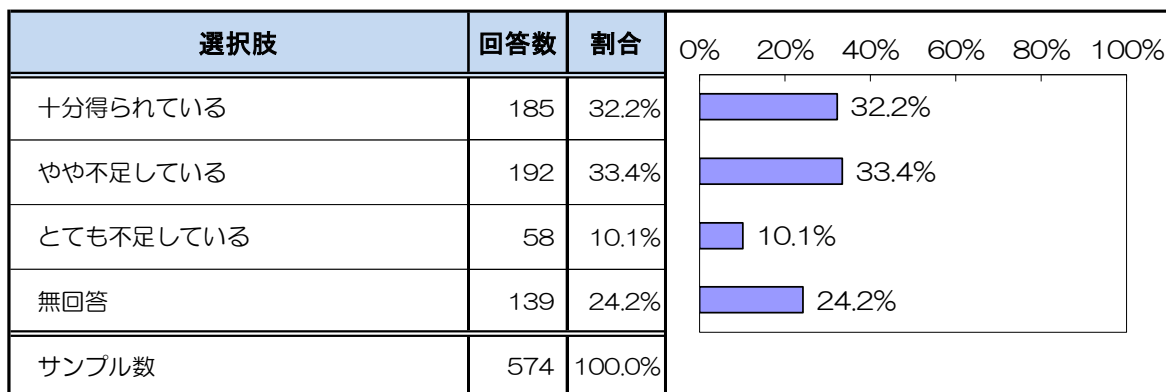


	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
知っている登録している	5	0	2	3	5	1	0
	0.9%	0.0%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	0.0%
知っているが登録はしていない	90	4	25	57	73	12	3
	15.7%	14.8%	13.1%	17.0%	16.8%	12.0%	4.6%
聞いたことはあるが内容は知らない	79	2	19	57	70	8	2
	13.8%	7.4%	9.9%	17.0%	16.1%	8.0%	3.1%
知らない	342	19	136	179	236	74	53
	59.6%	70.4%	71.2%	53.4%	54.4%	74.0%	81.5%
無回答	58	2	9	39	50	5	7
	10.1%	7.4%	4.7%	11.6%	11.5%	5.0%	10.8%

④ 福祉サービス等に関する情報入手

ア) 情報入手に関する満足度（障がい者調査・障がい児調査）

「十分得られている」が32.2%と、3割強にとどまっており、「やや不足している」「とても不足している」を合わせた割合43.6%を下回っています。



	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
十分得られている	185	7	57	117	154	30	10
	32.2%	25.9%	29.8%	34.9%	35.5%	30.0%	15.4%
やや不足している	192	16	74	96	129	41	28
	33.4%	59.3%	38.7%	28.7%	29.7%	41.0%	43.1%
とても不足している	58	3	33	21	35	18	11
	10.1%	11.1%	17.3%	6.3%	8.1%	18.0%	16.9%
無回答	139	1	27	101	116	11	16
	24.2%	3.7%	14.1%	30.1%	26.7%	11.0%	24.6%

イ) 不足している情報（障がい者調査・障がい児調査）

「情報がやや不足している・とても不足している」と回答した障がい者が感じている「不足している情報」については、「福祉サービスに関する情報」が60.8%と最も高く、次いで、「サービス事業所に関する情報」の39.6%、「緊急時の対応窓口に関する情報」「災害発生時の避難に関する情報」の24.0%の順となっています。

選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%
福祉サービスに関する情報	152	60.8%						
サービス事業所に関する情報	99	39.6%						
緊急時の対応窓口に関する情報	60	24.0%						
災害発生時の避難に関する情報	60	24.0%						
専門的な相談ができる窓口に関する情報	58	23.2%						
就労に関する情報	50	20.0%						
入所施設に関する情報	34	13.6%						
通所施設に関する情報	24	9.6%						
学校や医療機関に関する情報	15	6.0%						
その他	8	3.2%						
無回答	12	4.8%						
サンプル数	250	—						

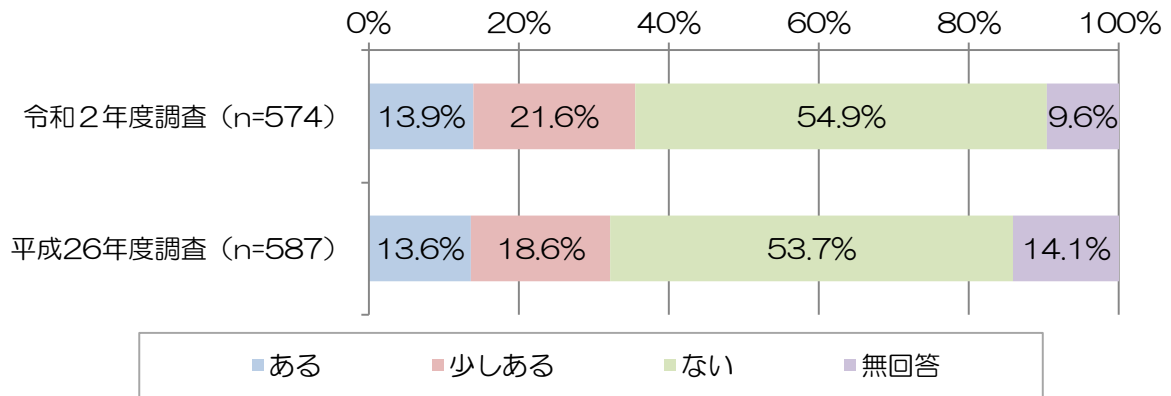
	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	250	19	107	117	164	59	39
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
福祉サービスに関する情報	152	13	57	81	110	31	21
	60.8%	68.4%	53.3%	69.2%	67.1%	52.5%	53.8%
サービス事業所に関する情報	99	10	38	51	60	27	13
	39.6%	52.6%	35.5%	43.6%	36.6%	45.8%	33.3%
緊急時の対応窓口に関する情報	60	7	28	24	35	17	10
	24.0%	36.8%	26.2%	20.5%	21.3%	28.8%	25.6%
災害発生時の避難に関する情報	60	7	26	25	34	16	11
	24.0%	36.8%	24.3%	21.4%	20.7%	27.1%	28.2%
専門的な相談ができる窓口に関する情報	58	2	34	22	35	10	14
	23.2%	10.5%	31.8%	18.8%	21.3%	16.9%	35.9%
就労に関する情報	50	9	35	5	18	20	13
	20.0%	47.4%	32.7%	4.3%	11.0%	33.9%	33.3%
入所施設に関する情報	34	4	11	19	27	6	6
	13.6%	21.1%	10.3%	16.2%	16.5%	10.2%	15.4%
通所施設に関する情報	24	6	10	8	10	11	4
	9.6%	31.6%	9.3%	6.8%	6.1%	18.6%	10.3%
学校や医療機関に関する情報	15	5	7	3	4	7	4
	6.0%	26.3%	6.5%	2.6%	2.4%	11.9%	10.3%
その他	8	0	3	5	7	0	1
	3.2%	0.0%	2.8%	4.3%	4.3%	0.0%	2.6%
無回答	12	0	6	4	9	3	1
	4.8%	0.0%	5.6%	3.4%	5.5%	5.1%	2.6%

※複数回答可

⑤ 権利擁護

ア) 差別を受けた経験の有無（障がい者調査・障がい児調査）

「障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある（少しある）」と回答した割合は、平成26年度調査：32.2％、今回調査：35.5％となっており、平成26年度調査時と比較して、差別を受けた経験がある障がい者の割合が増加しています。

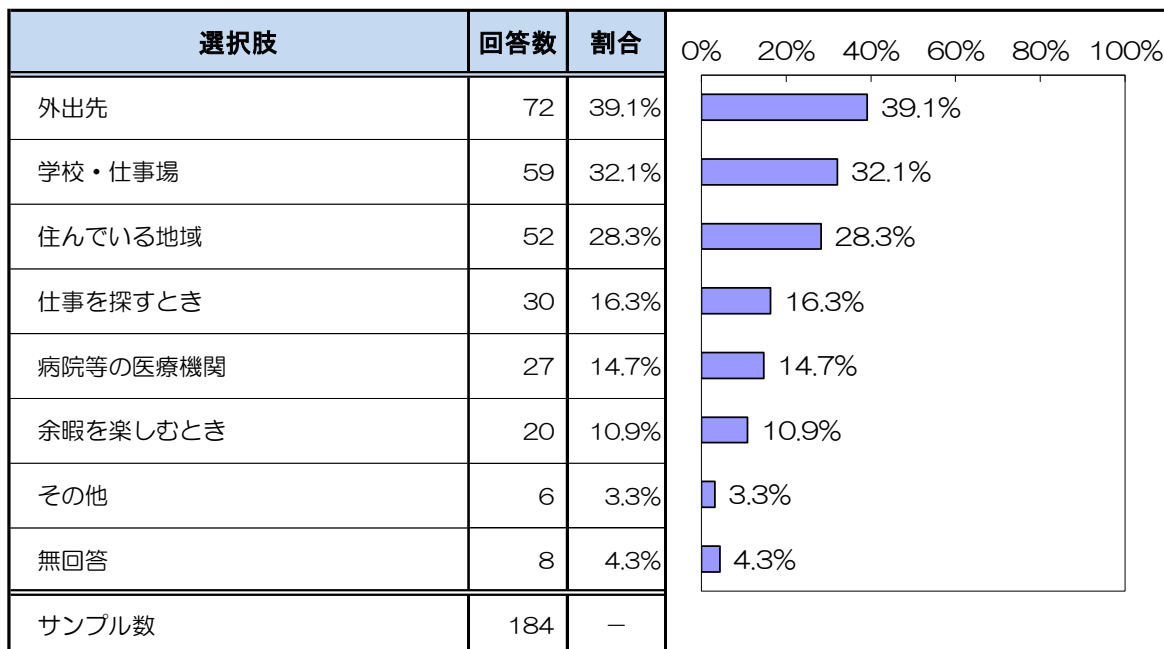


	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ある	80	9	44	21	36	27	21
	13.9%	33.3%	23.0%	6.3%	8.3%	27.0%	32.3%
少しある	124	11	56	55	85	36	16
	21.6%	40.7%	29.3%	16.4%	19.6%	36.0%	24.6%
ない	315	6	78	224	270	32	21
	54.9%	22.2%	40.8%	66.9%	62.2%	32.0%	32.3%
無回答	55	1	13	35	43	5	7
	9.6%	3.7%	6.8%	10.4%	9.9%	5.0%	10.8%

イ) 差別を受けた場所（障がい者調査・障がい児調査）

障がい者調査・障がい児調査ともに、「外出先」「学校・仕事場」「住んでいる地域」が上位3項目として挙げられています。

・障がい者調査



	単純集計	年齢		障害者手帳所有状況		
	全体	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	184	100	76	118	45	36
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
外出先	72	42	29	53	20	8
	39.1%	42.0%	38.2%	44.9%	44.4%	22.2%
学校・仕事場	59	39	20	27	21	12
	32.1%	39.0%	26.3%	22.9%	46.7%	33.3%
住んでいる地域	52	28	22	36	9	14
	28.3%	28.0%	28.9%	30.5%	20.0%	38.9%
仕事を探すとき	30	25	4	16	6	10
	16.3%	25.0%	5.3%	13.6%	13.3%	27.8%
病院等の医療機関	27	13	12	15	7	7
	14.7%	13.0%	15.8%	12.7%	15.6%	19.4%
余暇を楽しむとき	20	12	8	11	5	4
	10.9%	12.0%	10.5%	9.3%	11.1%	11.1%
その他	6	5	1	4	1	2
	3.3%	5.0%	1.3%	3.4%	2.2%	5.6%
無回答	8	2	4	7	1	3
	4.3%	2.0%	5.3%	5.9%	2.2%	8.3%

※複数回答可

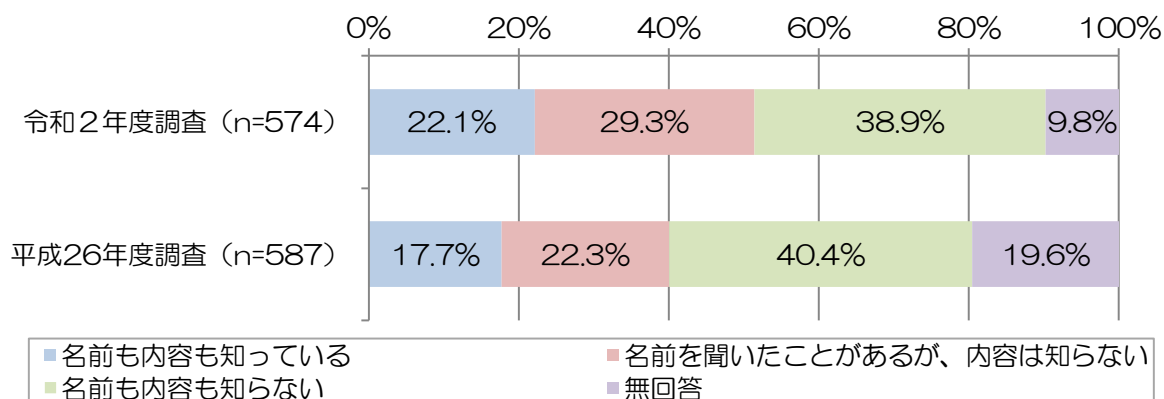
・障がい児調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
お子さんが通う学校・仕事場	9	45.0%	45.0%
外出先	9	45.0%	45.0%
住んでいる地域	6	30.0%	30.0%
病院等の医療機関	4	20.0%	20.0%
余暇を楽しむとき	3	15.0%	15.0%
家族が仕事を探すとき	1	5.0%	5.0%
家族が通う学校・仕事場	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.0%
無回答	0	0.0%	0.0%
サンプル数	20	-	

※複数回答可

ウ) 成年後見制度の認知（障がい者調査・障がい児調査）

「名前も内容も知っている」と回答した割合は、平成 26 年度調査：17.7%，今回調査：22.1%と増加を示すなど、平成 26 年度調査時と比較して、成年後見制度の認知度は上昇していますが、依然として、4 割近くの方が「名前も内容も知らない」と回答しており、制度の周知を更に図っていく必要があると考えられます。

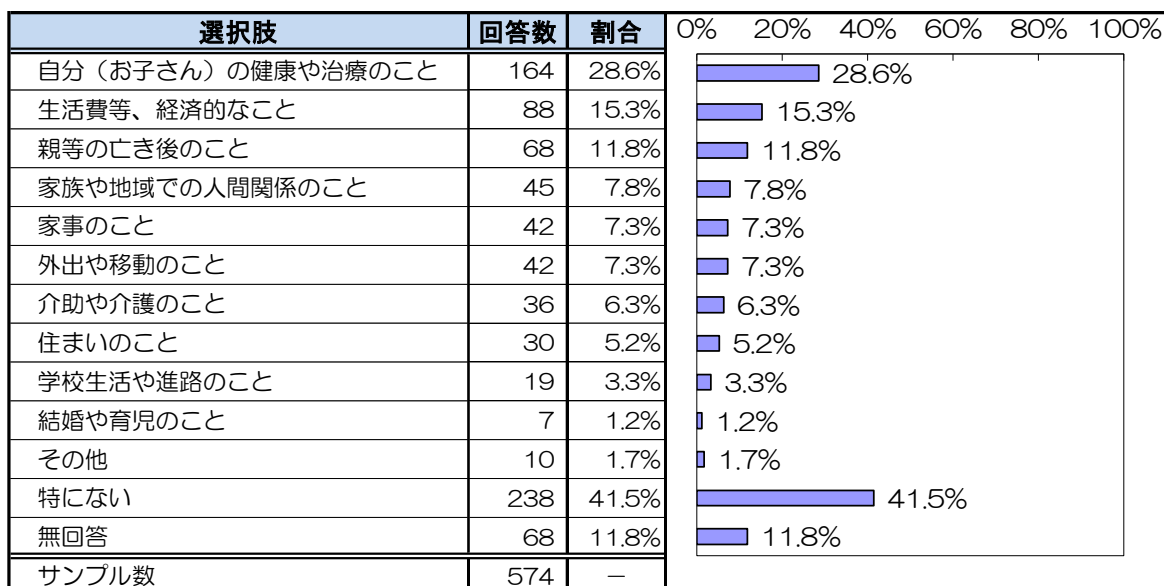


	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18~64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
名前も内容も知っている	127	7	45	74	106	17	11
	22.1%	25.9%	23.6%	22.1%	24.4%	17.0%	16.9%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	168	12	49	103	122	32	20
	29.3%	44.4%	25.7%	30.7%	28.1%	32.0%	30.8%
名前も内容も知らない	223	8	86	119	158	49	26
	38.9%	29.6%	45.0%	35.5%	36.4%	49.0%	40.0%
無回答	56	0	11	39	48	2	8
	9.8%	0.0%	5.8%	11.6%	11.1%	2.0%	12.3%

⑥ 悩みごとや困りごと

ア) 現在悩んでいることや相談したいこと（障がい者調査・障がい児調査）

「特にない」が4割強を占めていますが、具体的な悩みごと・相談したいこととしては、「自分（お子さん）の健康や治療のこと」が28.6%と最も高く、次いで、「生活費等、経済的なこと」の15.3%、「親等の亡き後のこと」の11.8%の順となっています。

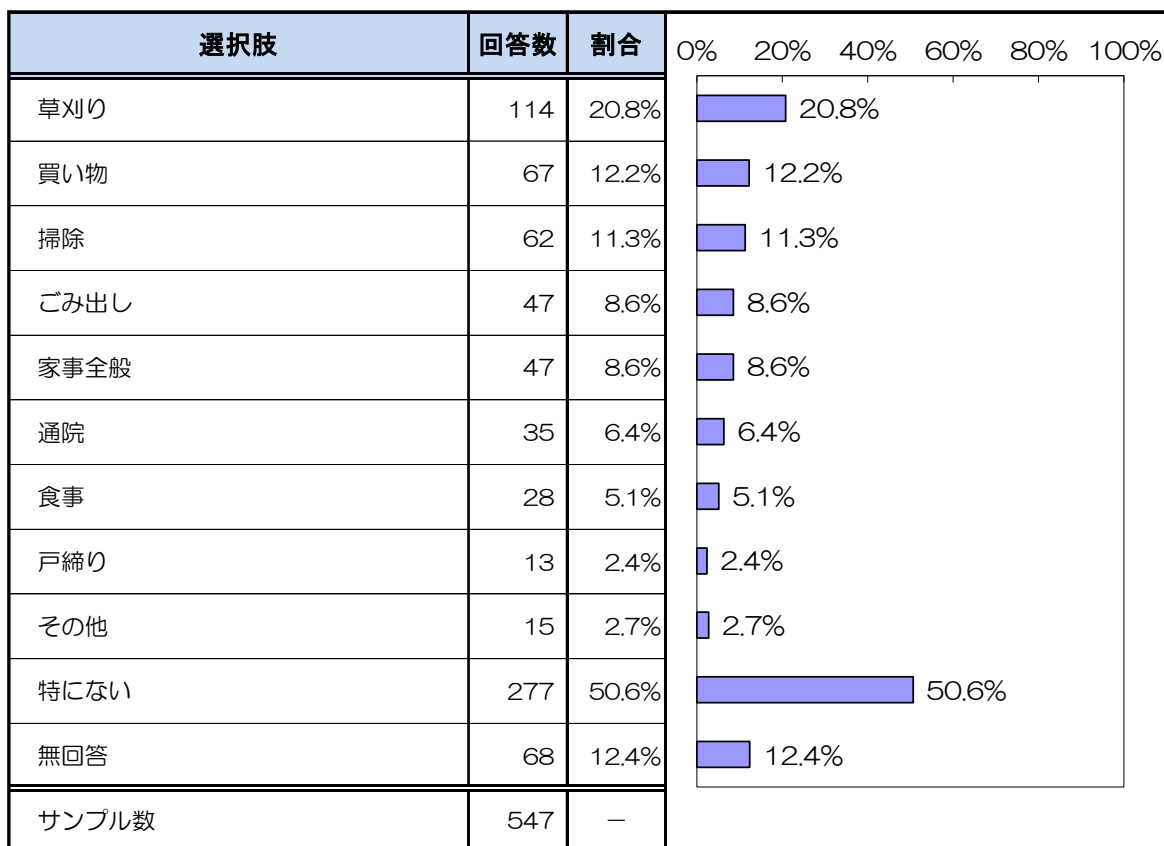


	単純集計	年齢			障害者手帳所有状況		
	全体	17歳以下	18~64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	574	27	191	335	434	100	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自分（お子さん）の健康や治療のこと	164	3	75	82	118	20	35
	28.6%	11.1%	39.3%	24.5%	27.2%	20.0%	53.8%
生活費等、経済的なこと	88	3	50	33	51	14	26
	15.3%	11.1%	26.2%	9.9%	11.8%	14.0%	40.0%
親等の亡き後のこと	68	11	51	5	32	31	18
	11.8%	40.7%	26.7%	1.5%	7.4%	31.0%	27.7%
家族や地域での人間関係のこと	45	1	28	15	27	12	11
	7.8%	3.7%	14.7%	4.5%	6.2%	12.0%	16.9%
家事のこと	42	1	21	20	29	9	10
	7.3%	3.7%	11.0%	6.0%	6.7%	9.0%	15.4%
外出や移動のこと	42	3	19	19	22	11	13
	7.3%	11.1%	9.9%	5.7%	5.1%	11.0%	20.0%
介助や介護のこと	36	1	14	21	29	6	7
	6.3%	3.7%	7.3%	6.3%	6.7%	6.0%	10.8%
住まいのこと	30	0	22	8	20	3	9
	5.2%	0.0%	11.5%	2.4%	4.6%	3.0%	13.8%
学校生活や進路のこと	19	19	0	0	4	17	1
	3.3%	70.4%	0.0%	0.0%	0.9%	17.0%	1.5%
結婚や育児のこと	7	0	7	0	1	4	3
	1.2%	0.0%	3.7%	0.0%	0.2%	4.0%	4.6%
その他	10	0	7	3	9	2	1
	1.7%	0.0%	3.7%	0.9%	2.1%	2.0%	1.5%
特にない	238	4	59	171	196	35	11
	41.5%	14.8%	30.9%	51.0%	45.2%	35.0%	16.9%
無回答	68	2	11	44	53	5	6
	11.8%	7.4%	5.8%	13.1%	12.2%	5.0%	9.2%

※複数回答可

イ) 日常生活における困りごと（障がい者調査）

「特にない」が5割強を占めていますが、具体的な困りごととしては、「草刈り」が20.8%と最も高く、次いで、「買い物」の12.2%の順となっています。

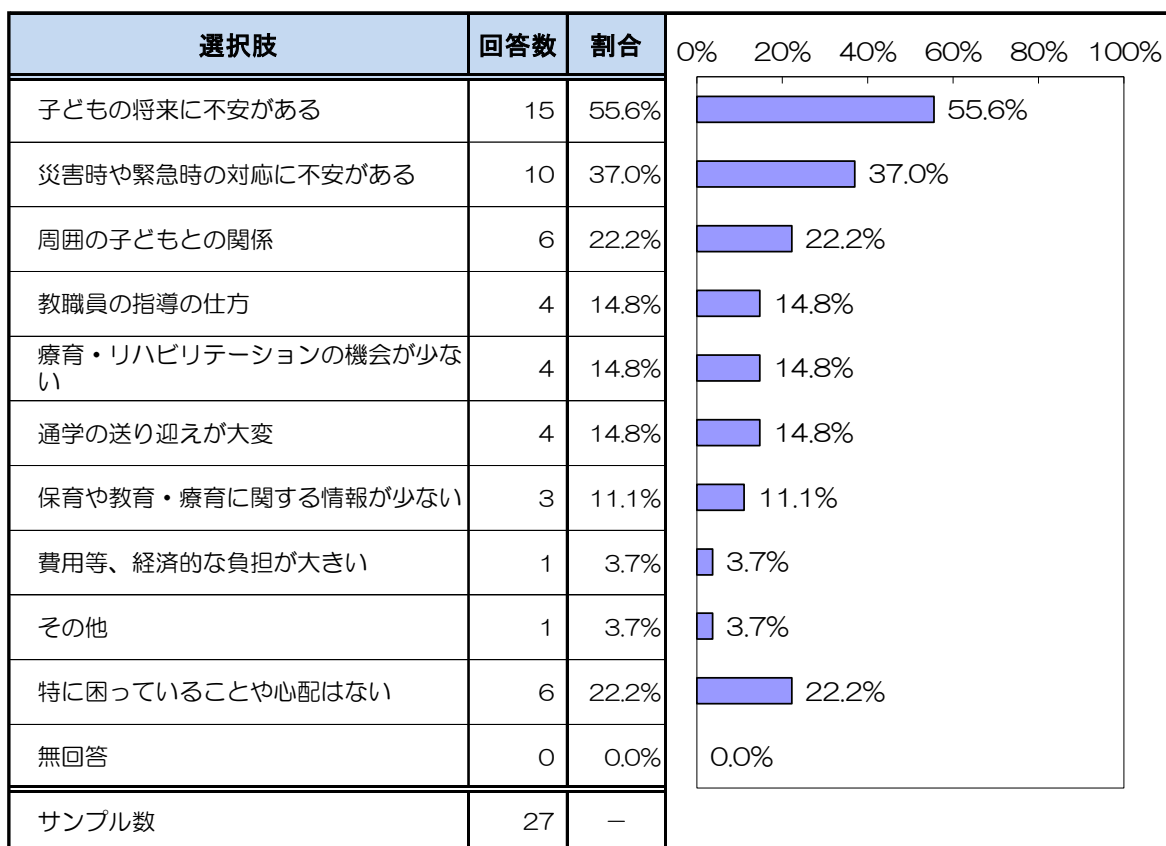


	単純集計	年齢		障害者手帳所有状況		
	全体	18～64歳	65歳以上	身体	療育	精神
サンプル数	547	191	335	427	77	64
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
草刈り	114	39	72	92	7	16
	20.8%	20.4%	21.5%	21.5%	9.1%	25.0%
買い物	67	38	28	41	19	17
	12.2%	19.9%	8.4%	9.6%	24.7%	26.6%
掃除	62	27	33	46	3	17
	11.3%	14.1%	9.9%	10.8%	3.9%	26.6%
ごみ出し	47	23	22	31	5	12
	8.6%	12.0%	6.6%	7.3%	6.5%	18.8%
家事全般	47	27	18	29	12	10
	8.6%	14.1%	5.4%	6.8%	15.6%	15.6%
通院	35	16	19	25	6	10
	6.4%	8.4%	5.7%	5.9%	7.8%	15.6%
食事	28	15	12	19	4	7
	5.1%	7.9%	3.6%	4.4%	5.2%	10.9%
戸締り	13	5	8	10	3	3
	2.4%	2.6%	2.4%	2.3%	3.9%	4.7%
その他	15	7	8	12	2	2
	2.7%	3.7%	2.4%	2.8%	2.6%	3.1%
特にない	277	85	184	222	40	22
	50.6%	44.5%	54.9%	52.0%	51.9%	34.4%
無回答	68	18	42	55	9	5
	12.4%	9.4%	12.5%	12.9%	11.7%	7.8%

※複数回答可

ウ) 学校や教育に関する困りごと・心配ごと（障がい児調査）

「子どもの将来に不安がある」が55.6%と最も高く、次いで、「災害時や緊急時の対応に不安がある」の37.0%、「周囲の子どもとの関係」「特に困っていることや心配はない」の22.2%の順となっています。



※複数回答可

⑦ さつま町の取組に対する満足度・重要度

満足度が高い取組として、「障がいに関する啓発・広報の充実」「相談窓口の充実」「障がい児保育・教育の充実」が挙げられています。

一方、満足度が低い取組として、「災害時の支援体制の強化」「公共施設等のバリアフリー化の推進」「年金・手当の拡充」が挙げられており、特に「災害時の支援体制の強化」「年金・手当の拡充」については、重要度が高い取組としても挙げられていることから、今後重点的に推進していくことが求められています。

	満足度		重要度	
	数値	順位	数値	順位
障がいに関する啓発・広報の充実	33.3%	1	62.2%	2
障がい児保育・教育の充実	29.3%	3	57.0%	9
障がい者の社会参画の推進	26.7%	8	56.6%	10
就労支援の推進	25.6%	10	55.7%	11
年金・手当の拡充	25.1%	11	64.5%	1
公共施設等のバリアフリー化の推進	24.2%	12	57.7%	6
災害時の支援体制の強化	23.5%	13	61.7%	3
在宅医療の充実	28.6%	5	58.4%	5
在宅サービスの充実	28.4%	7	57.3%	8
福祉施設の充実	28.6%	5	57.5%	7
相談窓口の充実	30.1%	2	59.4%	4
交流の場の確保	29.1%	4	50.5%	13
ボランティアの育成	25.8%	9	52.6%	12

※網掛けについて、青色は満足度が高い又は重要度が低い、赤色は満足度が低い又は重要度が高いことを示す

3 施設・事業所及び関係団体調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

本町の障がい者福祉に係る施設・事業所及び関係団体の現状・意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的としました。

② 調査時期

令和2年9月

③ 調査対象

町内の障害福祉サービス等を提供する法人及び障がい者団体

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収

⑤ 調査票配布・回収状況

調査種別	施設・事業所調査	関係団体調査
配布数	8	3
有効回答数	8	2
有効回答率	100.0%	66.7%

⑥ 調査結果利用上の注意点

- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 図表等は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(2) 調査結果概要

① 施設・事業所調査結果

ア) 事業運営における課題・問題点

事業運営における課題・問題点の有無について、無回答の施設・事業所を除くすべての施設・事業所が「課題・問題点がある」と回答しています。

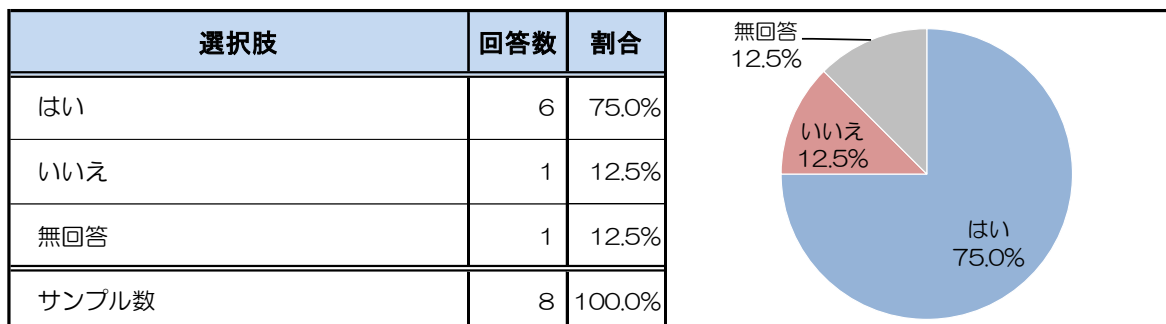
具体的な課題・問題点として、人材や収益、新型コロナウイルス感染症への対応等に関する課題が挙げられています。

- ・生産活動の収益の問題。
- ・少子高齢化のため人材確保が困難であり、サービスの質が低下している。
- ・収入が不安定で、運営費が確立できない。委託料が利用実績に基づく支払いのため、収入に増減があり、運営が厳しいときがある。
- ・利用者の高齢化と新規利用があまり望めないため、作業所における利用日数の多い人への負担が大きくなり、通常よりも健康面への配慮が必要となる。
- ・相談事業として、1人で取組を行っているため、支援計画で問題が生じた際に解決に時間を要する。
- ・相談対応時に、課題が重複しているケースに対しての対応の仕方について、判断に迷った場合の相談先があればありがたい。
- ・感染症クラスター予防及び発生した場合の対応が課題であり、法人連携に解決策を見出す必要がある。
- ・共生社会や地域との交流を主体としてきた活動が、感染症予防により、中止や閉鎖の方向となっており、コロナ下での共生社会や地域交流を見出す必要がある。
- ・人口減に伴う利用者の減少等により、事業の維持が難しくなっている。不採算事業を辞めざるを得なくなっていくことから、郡部なりの在り方を見出す必要がある。
- ・就労支援事業所における売上の伸び悩み(特に現在はコロナ関係により、流通が少ない)。
- ・就労継続支援A型事業所が世間的な認知が低く、一般企業の障がい者雇用枠等もあり、利用者の確保が困難。相談支援事業所や養護学校等の実習受入れを行い、確保に努めるが、障がいの種別(主に、精神)や制度(生活保護)によっては、継続雇用が困難なケースもある。
- ・人材確保。特に児童分野においては、保育士・児童指導員の確保が難しい。
- ・障害福祉サービスにおいて、保護者の理解や納得の度合いにより、支援が必要であっても支援につながらないケースがある。
- ・移動手段の確保。さつま町は、車での移動が基本となっており、どこへ行くにも送迎サービスの確保が不可欠となる。移動時間が長くなるため、運送効率が悪く、送迎サービスを本格的に行うためには、経費助成等の措置が必要と考える。

イ) 地域や他の団体・行政との連携

地域や他の団体・行政と連携した取組について、75.0%の施設・事業所が「連携して取り組んでいることがある」と回答しています。

具体的な取組としては、サービス提供等に当たっての行政や相談支援事業所等との連携、地域からの就労機会の提供や販売活動における場所の提供等が挙げられています。



② 関係団体調査結果

ア) 地域や他の団体・行政との連携

地域や他の団体・行政と連携した取組について、2団体ともに「連携して取り組んでいることがある」と回答しています。

具体的な取組としては、交流会や研修会、自立支援協議会等の会議、福祉活動等が挙げられています。

イ) 障がい者の雇用状況

障がい者の雇用について、2団体ともに「本町における障がい者の雇用は進んでいるとは思わない」と回答しています。

「本町における障がい者の雇用は進んでいるとは思わない」理由として、新たに障がい者を雇用した企業・事業所が増えているように感じないこと等が挙げられています。

4 本町における課題

障がい者（児）アンケート調査、施設・事業所及び関係団体調査の実施結果、さつま町障害福祉計画策定委員会及びさつま町地域自立支援協議会の意見に基づき、本計画期間中の重点課題について、以下のとおり整理しました。

（1）災害時の支援体制の強化

① 災害時要援護者制度について

災害時の避難に関して、障がい者アンケート調査においては、「災害時に一人で避難できる」との回答は、前回計画策定時の37.8%と比較して、49.7%と増加しているが、「災害時に一人で避難できない」もしくは「わからない」との回答も、43.9%と依然として半数近くを占めている。

また、災害時の避難が困難である高齢者や障がい者（避難行動要支援者）を支援するための「災害時要援護者制度」については、7割強が「知らない」もしくは「聞いたことはあるが内容は知らない」と回答しており、本制度について、区公民館や公民会役員、民生委員・児童委員等の地域福祉の支え手側への制度説明等による周知・推進を図る中、支えられる側となる障がい者にはあまり浸透していないという結果であった。

② 避難所について

障がい者アンケート調査においては、「災害に関する困りごと」として、「避難場所の設備や生活環境が不安」への回答が35.4%で最も多かった。

避難所については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染症対策も踏まえた運営が求められる中、障がい者の身体面・精神面の負担を少しでも減らせるよう、関係部署と協議しながら環境面の配慮に努める必要がある。

また、施設・事業者ヒアリング調査では、障がい者にとって、避難所の場所等の避難に関する情報が分かりづらいとの意見もあり、障がい者向けの情報提供について改めて検討する必要がある。

(2) 障がい者福祉全般に関する広報・啓発活動の充実

① 障害福祉サービス及び地域生活支援事業等について

障がい者アンケート調査においては、本町の取組の中で、「障がいに関する啓発・広報の充実」への満足度が最も高い結果となっているが、福祉サービス等に関する情報入手に関して、「とても不足している」もしくは「やや不足している」との回答が4割を超えている。

また、施設・事業者ヒアリング調査においても、広報不足を指摘する意見があった。

ホームページ等の広報媒体について、障がい者が必要とするサービス情報が洩れなく掲載され、かつ求める情報まで簡単にアクセスでき、分かりやすい内容であるか検証を行う必要がある。

② 障がい者への差別解消について

障がい者アンケート調査においては、「障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがある(少しある)」と回答した割合が、前回計画策定時の32.2%と比較して、35.5%と増加しており、差別を受けた場所として、「外出先」「学校・仕事場」「住んでいる地域」が上位に挙げられた。

現在国が推進している「心のバリアフリー」の趣旨も踏まえ、障がいの有無にかかわらず、あらゆる差別の解消に向けた広報・啓発活動が必要である。

(3) 就労ニーズに対する就労場所の確保

障がい者アンケート調査においては、「収入を得て仕事をしている」と回答した割合が、前回計画策定時の12.9%と比較して、20.6%と増加している。

現在就労している障がい者の職場・仕事への満足度については、「満足している」もしくは「やや不満もあるが、続けていける」との回答が9割を超えている。

一方、施設・事業者ヒアリング調査では、就労支援系のサービス、特に就労継続支援サービス(A型)に関し、「サービス自体の認知度が低く、利用者の確保が困難である」との意見があった。

障がい者アンケート調査においては、現在就労していない障がい者のうち、2割弱が「仕事をしたい」との意向を示しており、就労ニーズに対するマッチング支援が必要であるといえる。

第3章 計画の基本的方向

第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

本町では、第2次さつま町総合振興計画において、基本目標の一つに「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」を掲げ、町民が個々の夢や目標の実現に向けて、充実したライフスタイルを確立できるよう、健康づくりをはじめとする自助の取組と共助の支え合いにより、生涯をいきいきと暮らせる環境づくりを進めています。

また、障がい者福祉の分野においては、「障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり」を基本施策の一つとして掲げています。

上記を踏まえ、本計画の基本理念について、第2次さつま町総合振興計画の方向性との整合を図る必要があることから、次のように設定します。

基本理念

住み慣れた地域で、ともに支え合い、

障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり



2 施策体系

障がい者の尊厳保持と自立生活の支援の目的のもとで、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、多種多様な支援が切れ目無く提供される体制の構築を目指し、本計画では、基本理念の実現に向け、次の7つの基本目標を掲げるとともに、以下の施策体系に基づく施策の推進を図ります。

基本理念	基本目標	施策項目
住み慣れた地域で、ともに支え合い、障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり	1 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 交流活動の促進 (3) 地域福祉の推進
	2 相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実・強化 (2) 権利擁護施策の推進
	3 日常生活を支援するサービスや社会参加活動の充実	(1) 在宅福祉サービス等の充実 (2) 障がい福祉人材の確保・育成 (3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興
	4 保健・医療の充実	(1) 保健・医療サービスの充実 (2) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療 (3) 精神保健福祉施策の充実
	5 療育・教育の推進	(1) 保育・就学前教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 社会教育の充実
	6 雇用・就業機会の確保等による経済的自立の支援	(1) 障がい者雇用の促進 (2) 経済的自立の支援
	7 生活環境基盤の整備充実	(1) 福祉のまちづくりの総合的推進 (2) 防災・防犯・交通安全対策の推進 (3) 情報化の推進とコミュニケーションの支援

第4章 施策の基本的方向

第4章 施策の基本的方向

1 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすいまちを目指すためには、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、障がい者が偏見や差別等を受けないよう、福祉教育の充実、啓発・広報活動、さらには地域内における協力・支援が必要ですが、アンケート調査においては、3割を超える障がい者が「差別や嫌な思いをしたことがある」と回答しています。

また、障がい者が住み慣れた地域で充実した生活を送るためには、保健・医療・福祉サービス等の公的サービスの提供に限らず、地域住民がお互いに支え合っていく地域づくりを進めていくことも重要です。

町民にノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るとともに、町民の地域福祉への意識を高め、交流等の活性化活動の展開により、互いに支え合う地域社会づくりを推進します。

(1) 啓発・広報活動の推進

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がい者に対する理解を促進するため、町民の幅広い参加による啓発活動を推進します。

① あらゆる機会を活用した普及啓発活動

広報紙やホームページにおいて、制度やサービスの周知を図っています。

また、さつまの郷出前講座(さつま町生涯学習活動)のメニューに「障がい者福祉講座」を設けているほか、障害者差別解消法に関わる広報パンフレットの作成・配布、年に1回開催される「さつまフェスタ」における町内福祉作業所の紹介等を行っています。

今後もこれまでの取組を継続して実施するとともに、広報紙やホームページについては更なる充実を図ります。

② 障がい者に配慮した情報提供

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の情報について、「障がい福祉ガイドブック」を独自に作成し、障害者手帳の新規交付時等に提供及び説明を行うとともに、ホームページにおいて公開しています。

また、町主催行事やその他のイベント等において、手話奉仕員の派遣を行っています。

今後もこれまでの取組を継続しつつ、障がい者にとって、より分かりやすい情報提供はどのようなものであるか念頭におきつつ、特にホームページの掲載内容については、障がい者が必要とするサービス情報が洩れなく分かりやすい内容で掲載されていること、かつ目的の情報まで簡単にアクセスできること等について検証を行い、障がい者に配慮した情報提供に努めます。

(2) 交流活動の促進

障がいのある人もない人も、ともに一つの地域で生活し、ふれあう機会をもつことは、お互いを理解し、ともに生きる仲間として尊重する気持ちの醸成において重要であることから、障がい者や障害者支援施設、地域住民とが一体となり、幅広い住民参加による交流活動を推進するとともに、幼児期から障がい者とふれあう機会の創出に努めます。

① 障害者週間等の啓発イベントへの参加促進

平成 30 年度において、知的障がい者とともにスポーツを体験する「スペシャルオリンピック」を開催しました。

今後は、12月3日～9日の「障害者週間」の意義を再認識し、障がい者団体や地域住民、ボランティア団体等が開催するイベントへの住民の積極的な参加を求めるとともに、関係団体との連携を強化し、啓発・広報の推進に努めます。

また、知的障害者福祉月間や障害者雇用促進月間、精神保健福祉大会、ハートフルウィーク等について、広く町民に周知を図り、イベント等への積極的な参加を促します。

② 交流及び共同学習の推進

ア) 特別支援学校・特別支援学級等における交流活動

障がい者理解を促進するため、出水養護学校と連携した居住地交流学習を行うとともに、各小・中学校の特別支援学級在籍児童生徒及び保護者の交流や情報交換の場として、特別支援学級交流学習会を開催しています。

今後も、学校間交流等を継続して推進することにより、障がいや障がい者に対する正しい理解の促進を図ります。

イ) 小・中学校, 高校における交流活動

各小・中学校において, 車椅子体験や福祉事業所の方を招き, 福祉や障がいについて学ぶ活動を総合的な学習の時間を活用して実施するとともに, 薩摩中央高校生徒と特別支援学級児童との交流会等を開催しています。

今後もこれまでの取組を継続して実施し, 早期段階における障がいや障がい者に対する正しい理解の促進を図ります。

ウ) 地域における交流活動

町内の社会福祉法人において, 施設入所者の家族のほか, 一般住民にも開放した行事が開催されており, 障がい者と地域住民とのふれあいの場となっています。

これらの活動を推進するとともに, 必要に応じた支援を行います。

(3) 地域福祉の推進

障がい者が地域の中で暮らしやすい環境づくりを推進するため, 地域の中に障がいについて理解と熱意を持った人材の育成を図ります。

また, 障がい者支援に対する意識の高揚を図るとともに, ボランティア活動に従事できるような技術の向上を目指したボランティア育成や, ボランティア活動窓口の機能, 人材の活用等のコーディネート機能の強化を図ります。

① ボランティアの育成

町民を対象に手話奉仕員養成講座を開講しています。

また, 町の補助事業として, 「ボランティア養成講座」をさつま町社会福祉協議会が開催していますが, 障がい者からのニーズに特化した形では開催していない状況にあります。

今後もこれまでの取組を継続して実施するとともに, ボランティア養成講座開催等の情報発信を強化することにより, ボランティアの育成を図ります。

② 見守り・支え合い活動の推進

健康づくり・介護予防につなげるための活動であるとともに, ふれあい交流の場として見守りの効果もある「高齢者サロン」が各地域において実施されていますが, 男性参加者が少ないなどの課題があります。

また, 地域における見守り体制の1つとして, 災害時要援護者制度を推進しており, 令和3年3月1日時点で359名の登録が完了しています。

障がい者の生活を支援するため, 交流活動や災害時要援護者制度を活用し, 地域における見守り活動と支え合いによる住民相互の支援体制の充実・強化を図ります。

③ 障がい者団体等との交流及び支援

障がい者問題に対する理解と認識を深めるため、「さつま町身体障害者福祉連絡協議会」や「さつま町手をつなぐ育成会」、「さつま町精神障害者家族会 若竹会」等の団体との交流を図るとともに、これらの団体の活動を支援しています。

今後もこれまでの取組を継続して実施します。

2 相談支援体制の充実

障がい者が住み慣れた地域の中で、いきいきと生活していくため、保健・医療・福祉等の幅広い分野に関して、障がい者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、各種相談窓口の連携体制の強化、相談支援事業の充実を図ります。

また、障がいの有無にかかわらず、町民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、障がい者に対する差別や偏見、権利利益の侵害をなくし、人としての権利が保障されるよう、障がい者の権利擁護に努めます。

(1) 相談支援体制の充実・強化

障がい者が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談体制づくりや総合的な相談支援の実施が求められていることから、相談支援事業所との連携強化や人材育成等に取り組むなど、相談支援体制の充実・強化を図ります。

① 相談支援体制の確立

相談等があった際は、相談支援事業所と連携し、相談案件に応じた対応を行っています。

年2回開催している「さつま町地域自立支援協議会」及び「運営会議」、月1回開催している「相談支援部会」において、障がい者の抱える問題やケースに関する情報共有を行い、支援や対策につなげつつ、連携体制の強化を図っています。

一方、令和2年度において、相談支援専門員の人材確保ができないことから事業を廃止した相談支援事業所もあり、人材確保が喫緊の課題となっています。

関係機関・関係団体との連携強化を図るとともに、相談支援専門員の人材確保への対応策について検討を行います。

② 相談支援事業の実施

身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児の各分野に対応した5か所の相談支援事業所に業務を委託し、相談支援事業を実施しています。

また、地域の身近な相談窓口として町が委嘱する「障がい者相談員」として、身体障がい相談員4名、知的障がい相談員1名を配置しており、障がい者やその家族からの相談に応じ、自身の経験等を基にアドバイス等を行っています。

今後も、相談支援事業所への委託により、相談支援事業を実施するとともに、「障がい者相談員」による相談支援を継続して実施します。

③ 行政職員の窓口対応等に係る質の向上

町職員全体を対象に年1回行われる人権啓発研修において、人権について学ぶ機会を設けています。

窓口対応等における質の向上を図るため、これまでの取組を継続して実施します。

④ 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員が、地域に密着した身近な相談者として、様々な年齢層や内容の相談に対応することができるよう、年13回（さつま町民生委員児童委員協議会事務局主催の全体研修8回、各支部で実施する支部研修5回）の研修を実施しています。

また、県や鹿児島県民生委員児童委員協議会等が主催する各種研修会への参加を勧奨することで、活動の質の向上を図っています。

研修や啓発を通じた資質の向上を図るため、これまでの取組を継続して実施します。

(2) 権利擁護施策の推進

虐待防止の対応については、通報件数や対応困難事例の増加に対応するため、関係機関との連携を強化させるとともに、庁内体制及び関係機関の対応力の向上を図る必要があります。

障がい者虐待の未然防止や早期発見・対応、適切な支援等の取組により、権利擁護を推進するとともに、障がい者が安心した日常生活を送れるよう、一人ひとりの人権を尊重し、問題解決に向けた支援体制の整備に努めます。

① 福祉サービス利用支援事業の利用促進

福祉サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業)は、知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき、金銭管理等の支援を行うものです。

事業主体は鹿児島県社会福祉協議会であり、さつま町社会福祉協議会を窓口として事業が行われています。

また、さつま町社会福祉協議会と連携した周知により、利用促進を図っています。

障がい者の権利を守るため、さつま町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、引き続き事業の利用促進を図ります。

② 成年後見制度の利用促進

障がいや認知症等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し、支援する成年後見制度について、その周知を図っていますが、対象者本人の高齢化や、身元引受者の高齢化・死亡に伴う申請が今後増加することが予想されています。

制度による支援が必要な人が、適切な支援を受けることができるよう、制度の周知を行うとともに、さつま町権利擁護センターを中心とした制度の利用促進に努めます。

③ 虐待防止体制の強化

障がい者虐待等に関する通報窓口を庁内に設けていますが、具体的な虐待案件は近年報告されていない状況にあります。

一方、地域住民や民生委員・児童委員等から相談や通報があったケースでは、当事者が行政機関等との関わりを嫌うことなどから、関与が難しいケースが発生しています。

引き続き、障がい者虐待等に関する相談や通報に対し、関係機関と連携した上で、適切な対応に努めます。

3 日常生活を支援するサービスや社会参加活動の充実

日常生活を通じて切れ目のない相談支援及び充実した各種サービスの提供を図るとともに、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実に計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制づくりに努めます。

また、福祉サービスを充実させるため、ホームヘルパー等の専門職の人材確保に努めます。

さらに、スポーツ・レクリエーション、文化活動等は、障がい者へのサービス提供や社会参加の支えになるだけでなく、その活動を通じて、障がいや障がい者に対する理解を深めることにもつながることから活動の更なる充実に努めます。

(1) 在宅福祉サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、居宅介護等の在宅福祉サービスの充実に努めていくことが重要です。

「さつま町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づく、サービスの適切な提供体制の確保に努めることで、生活の質の向上を図ります。

① 福祉サービスの充実

障がい者のニーズ等を踏まえたサービス提供体制の確保に努めており、居宅介護等の訪問系サービスについては、サービスの提供体制がおおむね確保できているといえる状況にあります。

障がい者を介護する人の疾病等の不測時における緊急避難的な性格を有するサービスである短期入所（ショートステイ）については、現在1事業所において提供されていますが、ニーズの増加により、提供体制が不足する可能性も考えられる状況にあります。

今後も、障がい者のニーズ等を踏まえた、サービス提供体制の確保に努めます。

② 日中における活動の場の提供

障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業について、事業者への委託により、提供体制を確保しています。

今後もこれまでの取組を継続して実施します。

③ 移動支援の提供

障がい者の社会参加を積極的に進めるため、事業者への委託により、移動支援に係る事業を実施しています。

利用者が増加した場合、対応が困難となる可能性も考えられることから、障がい者のニーズ等を把握した上で、提供体制の確保に努めます。

④ 障がい児支援の充実

障がいがある子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援が可能となるよう、保育所や幼稚園、学校、医療機関、福祉サービス事業者等の関係機関の連携強化を図るとともに、相談支援体制の充実に努めています。

今後も、関係機関との連携強化を図るとともに、相談支援事業所の個別計画に基づき、関係機関と相談支援を継続して実施します。

(2) 障がい福祉人材の確保・育成

障害福祉サービス等におけるニーズが多様化してきていることから、サービス提供を行う事業所をはじめ、支援を行う職員等については、その専門性や質の高い支援を行うための更なるスキルアップが求められています。

障がい者福祉の円滑な推進を図るために、福祉分野における人員確保と人材育成を推進します。

① 福祉人材の確保

現在、サービス提供事業者が職員募集を行っても応募がなく、人材不足の解消が容易ではない状況にあります。

また、人材不足の影響により、従事者がスキルアップを図るための研修受講の時間確保が難しい状況にあります。

施設の人材募集に対する後方支援を行うことなどによる福祉人材の確保を推進します。

② 職員の資質の向上

障害福祉サービスに従事する町行政職員等に対し、県や鹿児島県社会福祉協議会等が開催する研修会等への積極的な参加を推進しています。

障がいに対する認識や理解を深め、支援技術の向上を図るため、今後も関係者に対する研修会等の受講促進に努めます。

③ 地域で支える担い手の確保

手話等の専門的な技術を有する人材の養成・確保について、手話講座を毎年開催することで、手話通訳者の育成を図っています。

手話講座の開講には一定数以上の受講者が必要になることから、広報紙やホームページを活用し、講座の周知を図ることで、受講者の確保に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興

スポーツ・レクリエーション、文化活動は、健康の増進や体力の維持につながるだけでなく、社会参加の促進を図る意味からも、重要な役割を果たすものです。

障がいのある人となない人が相互の理解を深め、また、障がい者自身の心身機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の高揚等を図るため、スポーツ・レクリエーション、文化活動を推進します。

① 障がい者団体等に対する活動支援

本町においては、身体障がい分野で「さつま町身体障害者福祉連絡協議会」、知的障がい分野で「さつま町手をつなぐ育成会」、精神障がい分野で「さつま町精神障害者家族会 若竹会」の各団体が設立されていますが、会員数の減少や高齢化が課題となっています。

今後も活動を継続していけるよう、団体が行うイベントや活動に対し、必要に応じた支援を行います。

② スポーツ・レクリエーション活動の充実

本町においては、住民主体の活動として、スポーツ教室(ボッチャ)が開催されています。

また、県障害者スポーツ大会等への参加について、障がい者団体等を通じた呼びかけを行っています。

今後もこれまでの取組を継続して実施するとともに、各種団体等が開催する活動に対し、必要に応じた支援を行います。

③ 文化活動の振興

年に1回開催される「さつまフェスタ」において、展示発表等を行っています。

今後も、障がい者による文化活動を支援するため、これまでの取組を継続して実施します。

4 保健・医療の充実

母子保健事業を通じ、健康診査や健康相談の結果に基づく、障がいの早期発見・早期支援に努めるとともに、発達段階に応じた適切な支援につなげます。

また、生活習慣病の予防と早期発見のため各種健（検）診、健康教育、健康相談等の保健事業の充実や、障がいがあってもその人らしく地域で生活できるよう、保健・医療・福祉の連携に努めます。

(1) 保健・医療サービスの充実

健康で安心して暮らせる地域を実現するためには、健康の維持と自立を支援する保健・医療サービスの充実を図る必要があります。

保健・医療・医学的リハビリテーションのサービスの充実を図るとともに、疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療を行い、二次障がいの予防・軽減を図る体制づくりを推進します。

① 障がいに対する医療・医学的リハビリテーションの提供

母子保健分野においては、定期的に医療機関と連携を図りながら情報を共有し、障がい児に対する支援について検討を行っています。

今後も医療機関等との連携を図りながら、適切な医療・医学的リハビリテーションの提供及びサービス提供体制の確保を図ります。

② 障がいに応じた適切な保健サービスの提供

障がい者の健康の保持増進を図るため、町内の相談支援事業所等の関係機関との連携による個々に応じた支援に努めています。

今後も、適切なサービスを受けることができるよう、関係機関と連携したサービスの提供に努めます。

(2) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見、早期治療、リハビリの充実は、障がいの軽減と重度化防止を図る上で重要です。

乳幼児健診受診率を高めつつ、発達支援が必要な子どもに対する関係機関との連携体制の構築を図るとともに、特定健診及び特定保健指導の受診率・実施率を高め、疾病の予防や重症化予防を推進します。

① 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

ア) 妊娠・出産時における支援

母子健康手帳交付時における初回面談を契機として、顔の見える関係づくりに努め、産前・産後の保健サービス紹介を行っています。

妊娠期においては、健診受診状況を確認しながら、必要に応じて、訪問・相談対応や産科機関との連携を行い、産後においては、産後ケアや産婦健康診査結果を参考にした早期支援を実施するなど、乳幼児健診までの切れ目ない支援を実施しています。

今後も切れ目ない支援を実施するため、産前・産後の関係機関との連携体制の充実を図ります。

イ) 乳幼児期における支援

乳幼児健診や各種相談の機会等を活用した障がいや疾病の早期発見に努め、発達相談の場においては、臨床心理士等の専門職員と早期療育へ向けた必要なアドバイスをしています。

また、乳幼児期の不慮の事故を防止するため、事故防止に関するリーフレットを活用しながら、乳幼児期の発達段階に合わせた周知啓発を行うとともに、広報紙を活用した事故予防対策の周知を広く行っています。

今後もこれまでの取組を継続し、乳幼児健診や各種相談の場を障がいや疾病の早期発見・早期治療、事故予防対策の周知を図る機会として、有効活用します。

ウ) 学童期等における支援

各学校において、学校医と養護教諭の連携の下、健康診断を毎年度実施しています。疾病の早期発見のため、定期健診を継続して実施します。

エ) 成人期における支援

脳血管疾患や虚血性心疾患、糖尿病性腎症の血管変化における共通のリスクとなる高血圧や脂質異常症、糖尿病等を減らしていくことを目標として、国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者に対し、健康診断を実施しています。

また、特定健診の受診者について、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるため、特定保健指導対象者や、非肥満者で生活習慣病の発症・重症化のリスクの高い人を抽出し、保健指導を行っています。

今後もこれまでの取組を継続して実施します。

② 障がいの原因となる疾病等の治療

糖尿病や高血圧等により発症する慢性腎臓病（CKD）の重症化を予防するため、川薩圏域CKD予防ネットワークを構築しており、特定健診で腎臓の異常が発見された人に対して、かかりつけ医と専門医が連携した診療を行っています。

今後も医療機関と連携を図りながら、適切な治療が受けることができる体制の維持に努めます。

③ 民生委員・児童委員，保育士等との協力による障がいの早期把握

保健師を中心に、民生委員・児童委員，保育士等が、住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療機関との連携を図りながら、障がいの早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制づくりを推進しており、必要に応じて、連携した対応を行っています。

今後も、必要時において、連携した対応を行います。

（3）精神保健福祉施策の充実

精神障がい者については、早期治療とともに、社会参加及び社会経済活動への参加を促進するなど、総合的な視点で働きかけを行っていくことが求められています。

地域生活への移行の受入体制，地域生活を継続するための支援体制について，医療機関や福祉サービス事業所，保健所等との連携体制の強化を図ります。

① 心の健康づくり

広報紙において、年間を通じた心の健康に関する様々な情報の掲載を行うとともに、学校や地域において、心の健康づくりに関する資料の配布や健康教育を行っています。

家庭・学校・職場・地域といったそれぞれの生活の場におけるメンタルヘルスの推進状況を踏まえながら、心の健康に関する正しい知識の普及啓発を継続して実施します。

② 精神疾患等に係る早期支援

精神疾患等に関する相談件数は年々増加するとともに、現在の組織体制や人員配置では対応が困難になりつつあり、専門職の人員確保が急務となっています。

また、精神障がいに対する偏見や、医療に対する懐疑心等から、相談が遅れ、早期治療につながりにくい状況もあります。

今後は、精神障がいに対する正しい知識の普及啓発を図り、早期相談・早期治療につながるよう努めます。

また、可能な範囲での訪問による相談対応を継続するとともに、相談支援体制の在り方について検討を行います。

③ 地域移行への支援体制の強化

北薩圏域の医療機関や相談支援事業所、密着アドバイザー、行政の連携による北薩圏域精神障害者地域移行・地域定着推進会議を立ち上げ、同じ障がいや疾病等を持つ経験を活かした支援やサービスを提供する「ピアサポーター」の養成や、協力病院等での体験発表、退院支援希望者及び退院候補者リストの検討・作成を行っています。

長期入院精神障がい者の地域移行について、さつま町地域自立支援協議会等の活用により、普及啓発を行います。

④ 差別・偏見の解消と人権擁護

障害者差別解消法に関するチラシ配布等を通じて、差別や偏見の解消に努めています。

また、地域活動支援センター等を活用し、物品販売や県下の精神障がい者が集まるイベント（友愛フェスティバル）等を通じた社会参加・交流活動を推進しています。

今後も、チラシ配布等を通じた周知啓発や社会参加の促進に関する支援を行います。

5 療育・教育の推進

障がいのある乳幼児に対しては、早期から個々の状態にあった療育を行っていくことが重要です。

小学校への就学を見据え、乳幼児期から幼稚園や保育所、医療機関等の関連機関と連携した障がい児に対する支援の充実に努めます。

また、個々の障がいの程度にあった教育や進路指導等が必要となることから、保護者との連携に努め、ニーズを踏まえた教育の提供を図ります。

さらに、発達障がいを含む障がい児一人ひとりのニーズに応じた継続的な支援を行うため、関係機関等の連携により、すべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターの配置や教職員の研修を支援し、特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

(1) 保育・就学前教育の充実

乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、二次障がいの予防につながることから、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、幼稚園・保育所等との交流の推進等により、保育・就学前教育の充実に努めます。

また、障がいを早期に発見し、障がい児が適切な療育を受けることができるよう、体制の強化に努めます。

① 障がい児保育の充実

障がい児が必要な支援を受けることができるよう、単価の見直しや保育士等の1人あたりの支援可能人数を協議するなど、体制強化に努めています。

今後も、障がい児一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな支援が行うことができるよう、体制の強化に努めます。

② 障害児通所支援の利用促進

適切な療育を受けることができるよう、児童発達支援等の利用を促進しています。

本町においては、令和2年7月に児童発達支援センターが開設されました。

今後も、障がい児が適切な療育を受けることができるよう、児童発達支援等の提供体制を確保するとともに、その利用を促進します。

(2) 学校教育の充実

障がいの状態を踏まえた、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うため、教育・相談・指導を行う体制及び施設設備の充実を図るとともに、障がいについて理解を深める教育を推進します。

① 特別支援教育の推進

各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に、適切な指導及び支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画や教育支援計画を作成して校内支援体制を整備し、全校的に特別支援教育を推進しています。

また、通級指導教室の開設や特別支援教育支援員の配置等により、特別支援教育の支援体制を充実させるとともに、各種相談会の開催等により、保護者に対する就学に係る適切な支援に努めています。

今後もこれまでの取組を継続して実施し、特別支援教育を推進します。

② 就学支援の充実

日常生活における困り感のある障がい児の就学先に関する相談に応じる就学教育相談を行っていますが、相談数の増加に伴い、専門的な知識を持つ相談員及び日程の確保が課題となっています。

また、さつま町子どもの発達支援連絡会において、幼保小中高や各事業所、関係機関の情報交換、研修等を行い、連携体制の構築を図るとともに、特別支援教育に対する理解促進を図っています。

障がい児一人ひとりの能力・適性について、児童相談所等の専門的機関による判断結果に基づき、最も適切な教育の場を提供するため、町教育支援委員会の機能的・計画的運営と就学指導に関する専門性の向上を図ります。

③ 切れ目のない支援体制の構築

各学校では、校内教育支援委員会において就学に関する情報の共有化を図るとともに、定期的に教育相談を実施しています。

また、町就学教育相談や町教育支援委員会、町特別支援学級担任部会の開催による小・中学校間の情報共有を行っています。

その他、町特別支援学級交流学習会や保護者交流会を実施し、障がい児同士・保護者同士の交流を図っています。

今後は、切れ目のない支援を行うため、「移行支援シート」活用の充実を図ります。

④ 特別支援教育コーディネーターの育成

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を推進するため、学校内、又は関係機関との連絡・調整、保護者に対する窓口を担う特別支援教育コーディネーターの育成に努めています。

具体的には、初めて特別支援教育コーディネーターとなった教職員については、県が実施する特別支援教育コーディネーター養成研修会に参加することで、コーディネーターの活動内容に関する基礎的理解を図っています。

今後もこれまでの取組を継続して実施し、各学校に特別支援教育コーディネーターが配置されている体制の継続に努めます。

⑤ 通級による指導の推進

「通級による指導」は、通常の学級に在籍する軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」において実施するものです。

令和2年度から、盈進小学校に「通級指導教室」を開設しています。

今後も多様な学びの場の提供に努めるとともに、保護者に対する「通級による指導」についての周知啓発に努め、その活用を図ります。

⑥ 特別支援教育支援員の配置

特別支援教育支援員は、特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する学級（学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒のいるクラス）において、個々に応じたきめ細かな指導を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援する役割を担っています。

本町では、全小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、当該学級の具体的な支援策を明らかにし、支援を要する児童生徒の支援を行っています。

各学校での支援体制の充実を図るため、支援を要する児童生徒数を毎年把握し、各学校の実態に応じた支援体制を構築するとともに、支援員を対象とした研修会を開催し、支援員の資質の向上を図ります。

⑦ 学童保育の充実

障がいのある児童が、放課後や長期休業中に安心して過ごせるよう、放課後等デイサービス等の事業を実施しています。

本町においては、令和2年7月に放課後等デイサービス事業所が1か所新たに開設されました。

今後も、障がいのある児童が、放課後や長期休業中に安心して過ごせるよう、放課後等デイサービス等の提供体制の確保に努めます。

⑧ 施設のバリアフリー化の推進

教育療育施設において、障がいのある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設のバリアフリー化と整備の充実に努めています。

一部の学校においては、スロープ及び身障者用トイレが整備されていますが、全学校におけるスロープ及び身障者用トイレの整備は完了していない状況にあります。

今後、大規模改修・改築を行う際にはスロープや身障者用トイレを併せて整備する、段差をなくすなど、施設のバリアフリー化を推進します。

⑨ 児童生徒に対する障がい者理解の促進

障がい児に対する教育機会の提供にあたっては、障がい児以外の児童生徒の理解と協力が不可欠です。

障がい者に対する理解を深めるため、学校教育の場において、「福祉」をテーマとした地域住民との交流やボランティア活動の実施、出水養護学校と連携した居住地交流等を実施しています。

今後もこれまでの取組を継続して実施します。

(3) 社会教育の充実

障がい者福祉に関する正しい理解を深めるため、教育環境の整備や交流教育を推進する必要があります。

福祉活動の推進を図るため、ともに学ぶ教育の積極的な実践、福祉教育の取組を推進します。

① 生涯学習講座の開講

パラスポーツの周知と障がい者との交流促進を図るため、町生涯学習講座として「ボッチャ体験講座」を令和2年度に1講座開講しました。

講座では障がいのある方もない方も一緒になって競技を体験でき、交流を図りました。

今後も本講座を継続していくとともに、障がい者福祉に関する講座を増やしていくことを検討します。

② 社会教育施設の整備促進

社会教育施設を障がい者の社会教育活動の場として有効活用できるよう、これまで施設のバリアフリー化を推進してきましたが、全施設において、バリアフリー化が完了していません。

今後は、必要に応じた補修等を行い、施設の適正な維持管理に努めます。

6 雇用・就業機会の確保等による経済的自立の支援

障がい者の就労については、アンケート調査において、現在就労していない障がい者の約2割が「就労を希望する」と回答していますが、雇用の場が限られるとともに、障がいの理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないこと等により、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていない状況があります。

障がい者の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送るためには、障がい者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主等の理解と協力が不可欠であることから、障がい者の雇用促進についての啓発に努めるとともに、各種雇用援護制度の活用や障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制や職業訓練等の充実に努めます。

また、障がい者が働くことに生きがいを感じ、生活の質の向上につながるよう、福祉的就労の場を確保するとともに、一般就労に向けた就労移行支援や就労継続支援事業を推進します。

(1) 障がい者雇用の促進

働く意欲と能力のある障がい者が可能な限り自分の意思に基づいて働くことができる社会を実現するためには、社会全体で障がい者に適した仕事や労働環境を整えていく必要があります。

企業等の理解と協力を得ながら、障がい者の就労を支援するための体制づくりを推進します。

① 就労移行支援・就労継続支援等の実施

町内事業所においては、一般企業等への就労に向けて必要な訓練等を行う「就労移行支援事業」や、一般企業等への就労が困難な障がい者に就労機会の提供や必要な訓練等を行う「就労継続支援事業」が実施されています。

障がい者のニーズ等も踏まえながら、就労移行支援・就労継続支援等に関するサービス提供体制の確保に努めるとともに、相談支援事業者や就労継続支援作業所との意見交換や連携を密にし、ホームページ上で作業所の活動を紹介するなど、ニーズが的確に就労に結び付くよう支援に努めます。

② 一般就労を希望する障がい者への支援体制の検討

一般就労を希望する障がい者について、ニーズや障がい特性、得意分野等を十分に把握できていない状況にあります。

相談支援事業所等と情報交換を行いながら、企業等への働きかけを行い、必要に応じて、障がい者と企業等との仲介等により就業を支援できるよう努めます。

③ 企業等に対する障がい者雇用の促進

障がい者の雇用が実現するためには、雇用する側である企業等の理解と協力が不可欠です。

会議等のあらゆる場を活用して、障がい者雇用に関する周知啓発を行うとともに、職場が働きやすい環境となるよう、町民に対して障がい者への理解を促すための周知啓発に努めます。

(2) 経済的自立の支援

障がい者が地域社会の中で自立した生活を送るためには、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。

障害基礎年金や特別障害者手当等の各種制度は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たすことから、これらの制度の周知を図り、障がい者それぞれの実情に応じた、適正な制度利用が行われるよう努めます。

① 年金・手当制度の周知

障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度について、ホームページや障がい福祉ガイドブック等による周知を図るとともに、障害者手帳等の交付や窓口来庁時において、制度説明を行っています。

今後も、障がい者の所得保障のため、分かりやすい制度の周知を図ります。

② 税の減免、各種割引制度の周知

税やNHK放送受信料等の減免・割引制度について、障害者手帳交付や窓口での各種申請の際に、障がい福祉ガイドブックを活用した説明を行っています。

今後も、障がい者の経済的負担を軽減するため、分かりやすい制度の周知を図ります。

③ 医療費公費負担制度への対応

自立支援医療等の各種制度について、受給対象者の申請に基づき、迅速かつ的確な内容の審査・決定及び県への進達に努めています。

制度利用により、本人負担が軽減され、疾病の安定的な治療につながっています。

今後もこれまでの取組を継続して実施するとともに、分かりやすい制度の周知を図ります。

7 生活環境基盤の整備充実

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

具体的には、障がい者を含むすべての人が安全に安心して生活し、社会参加することができるよう、住宅や建築物、公共交通機関、歩行空間等の生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連続したバリアフリー環境の整備を推進します。

また、障がい者が犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯・交通安全対策と、火災や地震等の災害による被害を防ぐための防災対策を積極的に推進するとともに、消費者被害防止対策の充実を図ります。

さらに、情報通信技術（ICT）の革新は、障がい者の情報収集・発信を容易にするとともに、職域の拡大、多様な社会参加の促進等が期待できることから、障がい特性に対応した情報提供の充実を図ります。

（1）福祉のまちづくりの総合的推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が自立していきいきと生活するためには、誰もが住みよいまちづくりをめざした地域基盤の整備を推進することが必要です。

すべての人が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できるいきいきとした地域社会の構築を目指すため、バリアフリー化等による福祉のまちづくりを総合的に推進します。

① 公共施設におけるバリアフリー化の推進

町役場や公民館、図書館、文化・スポーツ施設等の公共施設について、全施設のバリアフリー化が完了しています。

今後も、障がい者の利便性に考慮したトイレの整備等、必要に応じた改修を実施します。

② 住宅環境の整備

町営住宅の一部において、バリアフリー対応住宅の建設がなされています。

また、障がい者の居住環境の向上のため、住宅改修費の助成を行っています。

さらに、令和元年度に障がい者や高齢者も含めた「住宅確保要配慮者」の居住を支援する「鹿児島県居住支援協議会」に加入し、県内自治体との情報共有等の連携を進めています。

「鹿児島県居住支援協議会」において、住宅環境に係る情報共有に努めるとともに、住宅改修費助成の取組等について引き続き実施します。

③ 歩行空間の安全確保

市街地や商店街等における歩道への点字ブロック設置や段差解消等に努めています。

今後も、障がい者が安全に歩行できるよう、これまでの取組を引き続き実施し、歩行空間の安全確保に努めます。

(2) 防災・防犯・交通安全対策の推進

障がい者が地域や家庭で安心して生活していくためには、地域全体で防災・防犯対策を推進することにより、災害時の情報伝達や避難誘導等が適切に行われる環境づくりを推進することが重要です。

地域や施設の自主防災組織等に、災害時の相互支援体制の整備を働きかけ、関係機関や地域との密接な連携を取りながら、事故や災害等の被害に遭いやすい障がい者や高齢者、幼児等に対するきめ細かな防災・防犯・交通安全対策を推進し、地域で安心して暮らせるよう努めます。

① 防災対策の充実

ア) 地域における防災対策の推進

災害による被害を最小限にとどめるためには、自助・共助の精神のもとに組織される自主防災組織の活動が重要であり、町内の130公民会のうち、120公民会において、組織の設置が完了（組織率：96.8%）しています。

年に1回実施している町内一斉防災訓練時においては、災害時要援護者制度の推進のため、避難行動要支援者名簿を公民会役員や民生委員・児童委員に配布し、公民会内の既に個別支援計画が策定されている避難行動要支援者の現況確認や新たに登録が必要とされる方の把握を行っています。

その他、年2回開催している研修会において、公民会役員や民生委員・児童委員、地域支援会推進員等との情報交換等を実施するとともに、連携の強化を図っています。

障がい者が地域社会において安心して暮らし、災害時においても心身の危険を回避するため、避難行動要支援者名簿等を活用した障がい者に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう、関係機関における体制整備と自主防災組織の強化を図るとともに、障害者手帳の新規交付時や更新時等の個別の機会を捉えて、災害時要援護者制度も含めた防災情報の周知を図ります。

イ) 火災予防の啓発

住宅火災による死傷者の発生を防止するため、広報紙の発行や大型店舗等での広報活動等による防火思想の普及啓発を行っています。

取組の成果として、住宅用火災警報器の設置率が96%と、県内自治体においても高い設置率を実現しています。

今後は、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への動画投稿を行うなど、様々な媒体を活用した積極的な広報活動に取り組みます。

また、住宅用火災警報器の適切な維持管理及び機器更新についても、普及啓発に取り組みます。

ウ) 障がい者のいる家庭・施設に対する防災対策の推進

障がい者施設に対しては、立入検査や避難訓練を通じた防災意識の啓発を行っていますが、障がい者のいる家庭に対する防災教育・訓練等は実施できていない状況にあります。

本人や家族の同意・プライバシー等に配慮しつつ、障がい者家庭の把握・調査を行い、それぞれに合った防災対策を指導するとともに、関係機関や民生委員・児童委員等と連携・協力した支援体制の構築を図ります。

工) 災害弱者消防緊急通報システムの設置

音声による会話が困難な障がい者が、火災・救急等の緊急時にFAXを利用して通報を行うことができる「FAX119」を導入しています。

平成27年度の通信指令台改修に併せて、着信機能を改修するとともに、令和2年度には携帯電話やスマートフォンを使用して通報ができる「Net119緊急通報システム」を新たに導入しました。

「FAX119」について、現行システムを維持するとともに、「Net119緊急通報システム」について、普及啓発を図ります。

オ) 障がい者に配慮した避難所の整備

避難所については、町内41か所で開設される「一次避難所」と大規模災害時にさつま町災害対策本部の決定により設置される「福祉避難所」があります。

「福祉避難所」は、専門的な支援を必要とする高齢者や障がい者向けの二次的避難所であり、令和3年3月1日現在、町内6事業者と設置協定を締結しています。

今後も引き続き、「福祉避難所」の整備促進に努めるとともに、大規模災害時においても障がい者が安心して避難できるよう設置事業者と定期的な意見交換や連携確認に努めます。

また、災害発生時等の避難生活は生活環境に大きな変化をもたらすものであり、特に障がい者にとっては、心身への深刻な影響も懸念されることから、通常開設される一次避難所においても障がい者の身体面・精神面の負担を少しでも減らすことができるよう、関係部署や関係機関と協議をしながら、避難環境の配慮・改善に努めます。

② 防犯対策の充実

安全で安心して暮らせるまちづくりのため、地域ぐるみで犯罪の防止に取り組む活動を行っています。

さつま地区防犯協会や自主防犯組織等の関係団体による活動として、全国地域安全運動期間において、街頭キャンペーンや青色防犯パトロール隊等による見守り活動等を実施し、防犯知識の普及啓発に努めています。

今後もこれまでの取組を継続して実施します。

③ 交通安全対策の充実

幼稚園や保育所、小・中学校、地域において、町の交通安全専門指導員による交通安全教室を開催し、交通安全教育の普及啓発を図っています。

今後もこれまでの取組を継続して実施します。

(3) 情報化の推進とコミュニケーションの支援

障がい者がICT（情報通信技術）を利用する機会の確保に努めるなど、情報格差の解消を図ります。

また、視覚障がい者や聴覚障がい者等、コミュニケーションの方法に制約を受ける障がい者に対して、十分なコミュニケーション手段を確保するなど、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図ります。

① 情報提供の充実

広報紙やホームページ、防災行政無線等を活用した情報伝達を図っていますが、障がい特性に配慮した情報提供に努めているとは必ずしもいえない状況にあります。

障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を推進します。

② 意思疎通支援の充実

ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実施

各種大会や講演会等のイベントに手話通訳者を派遣することで、聴覚障がい者が気軽にイベントに参加できる環境を整備しており、聴覚障がい者への支援としてだけでなく、聴覚障がい者以外の参加者に対する聴覚障がいへの理解促進にもつなげています。

事業利用による派遣回数が多くはないことから、事業の周知を更に推進し、広く事業を活用してもらうことができるよう努めます。

イ) 日常生活用具給付等事業の実施

日常生活用具給付等事業においては、情報・通信支援用具や人工喉頭等の意思疎通に資する日常生活用具の給付を行っています。

今後も日常生活用具給付等事業において、障がい特性にあった意思疎通に資する用具を給付することにより、障がい者のコミュニケーション手段の確保に努めます。

第5章 計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の周知

この計画を広く町民に周知することで、障がいや障がい者への正しい理解を促進しながら、「住み慣れた地域で、ともに支え合い、障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり」に向けて、障がい者の豊かな地域生活の実現に努めます。

2 県及び近隣市町との連携

広域的に対応しなければならない施策もあることから、県や近隣市町と連携を図りながら、本計画の推進に努めます。

3 計画の評価・点検

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の進捗管理を行う機関として「さつま町地域自立支援協議会」に結果を報告し、住民視点・当事者視点・専門的視点から進捗状況を評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しを行います。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行うなど、庁内の関係各課相互の連携を強化します。



第6章 資料編

第6章 資料編

1 さつま町障害福祉計画策定委員会

(1) 設置要綱

○さつま町障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 12 月 1 日

告示第 138 号

改正 平成 29 年 8 月 31 日告示第 111 号

平成 29 年 9 月 1 日告示第 112 号

(目的及び設置)

第 1 条 さつま町障害福祉計画の策定に当たり、町内の福祉関係者及び住民の意見等を反映させるため、さつま町障害福祉計画策定委員会を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害福祉計画に関する事項
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 高齢福祉関係者
- (4) 保健福祉関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該計画の策定に係る期間で、町長が必要と認める期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

5 会長は、必要に応じて委員会の審議の結果を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項に基づき設置されているさつま町地域自立支援協議会に報告する。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月31日告示第111号)

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月1日告示第112号)

この告示は、告示の日から施行する。

(2) 委員名簿

部 門	所 属	氏 名
障害福祉(身体)部門	さつま町身体障害者福祉連絡協議会 副会長	舟倉 武則
障害福祉(知的)部門	社会福祉法人 ひいらぎ会 相談支援事業所 さつま 所長	久保 秀和
障害福祉(精神)部門	さつま町精神障害者家族会 若竹会 会長	上原 美枝子
障害福祉(発達)部門	社会福祉法人 クオラ 児童発達支援センター クオラバンビーノ 保育士	土屋 良子
社会福祉部門	社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 事務局長	山下 光男
保健福祉部門	北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課長	原田 浩行
保健福祉部門	さつま町地域包括支援センター 保健師	高柳 さゆり

※敬称略。令和3年3月1日現在

2 さつま町地域自立支援協議会

(1) 設置要綱

○さつま町地域自立支援協議会設置要綱

平成 24 年 2 月 22 日

告示第 7 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日告示第 57 号

平成 29 年 8 月 31 日告示第 111 号

(設置)

第 1 条 障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、相談支援事業を中心とした地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議の場として、さつま町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 地域における障害福祉サービスの普及及び向上に関すること。
- (5) 相談支援事業の中立・公平性を確保するために必要な、委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 地域における保健・医療・教育・雇用・福祉関係者
- (4) 障害者関係団体に属する者
- (5) 学識経験者
- (6) 町の関係職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、議事の内容により、第3条第2項各号に掲げる者のうち必要な者のみをもって開く場合は、この限りでない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営等については、会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び会議に出席した者は、協議会を通じて知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会に関する庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年2月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に委任される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則(平成25年3月29日告示第57号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年8月31日告示第111号)

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

(2) 委員名簿

事 項 別		所 属	氏 名
1号	相談支援事業者	さつま町障害者相談支援センター 相談支援専門員	柳田 道輝
		社会福祉法人 ひいらぎ会 相談支援事業所 さつま 所長	久保 秀和
		相談事業所 かけはし 相談支援専門員	廣岡 稔晃
		相談支援事業所 クオラバンビーノ 相談支援専門員	松元 由加里
2号	障害福祉 サービス事業者	社会福祉法人 ひいらぎ会 理事長	城森 直人
		社会福祉法人 クオラ 児童発達支援センター クオラバンビーノ 保育士	土屋 良子
		株式会社 光の郷 代表取締役	柳野 吉紀
		株式会社 夢の杜 代表取締役	下境田 佳奈
3号	地域における保 健・医療・教育・ 雇用・福祉関係者	医療法人 博仁会 理事長 宮之城病院 病院長	新門 弘人
		鹿児島県立出水養護学校 教頭	日高 正人
		川内公共職業安定所 宮之城出張所 出張所長	乗越 正文
		北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課長	原田 浩行
		社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 事務局長	山下 光男
4号	障害者関係団 体に属する者	さつま町身体障害者福祉連絡協議会 会長	四位 芳彦
		さつま町手をつなぐ育成会 会長	山内 茂幸
		さつま町精神障害者家族会 若竹会 会長	上原 美枝子
5号	学識経験者	さつま町民生委員児童委員協議会 会長	大園 良正
6号	町の関係職員	さつま町教育委員会 学校教育課長	界 敏則

※敬称略。令和3年3月1日現在

3 用語解説

か行

機能訓練

心身の機能が低下している人に対して、医療機関におけるリハビリテーション終了後、機能の維持・回復に必要な訓練を行い、在宅での日常生活の自立を助けることを目的とするもの。

居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者が居宅において日常生活を営むことができるようヘルパーを派遣し、食事・入浴等の介護，調理・洗濯・買い物等の家事，生活・身上等の相談・助言，その他の生活全般にわたる援助を行う。

グループホーム（共同生活援助）

地域社会の中で共同生活を営むことを希望する障がい者に対し、世話人による食事の提供等の日常生活の援助を行うことにより、障がい者の自立と地域生活の支援を行う。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

さ行

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がい的一种として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいを含む状態。身体障害者福祉法では、①一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がい、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がい、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

障害者基本法

共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関するの基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成 23 年 8 月に改正され、①目的規定の見直し、②障がい者の定義の見直し、③基本原則の設置、④身近な場所での療育、⑤選挙における配慮、⑥司法手続における配慮等が規定された。

障害者差別解消法

障がい者の差別禁止や社会参加を促す国連の障害者権利条約の批准に向け、平成 25 年 6 月に成立。平成 28 年 4 月に施行される。障がいを理由とした差別の禁止を事業者等に義務づける。差別の情報があつた場合、国は事業者等に差別行為の有無の報告を求め、助言や指導をすることができる。

身体障がい

身体障害者福祉法に規定された、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障がいをいう。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受ける者であることを確認する証票。障がいの程度により1級から6級の等級が記載されている。

精神障がい

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある状態。精神疾患には、統合失調症やそううつ病、うつ病、器質性精神障がい、中毒性精神障がい、てんかん等がある。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知等）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

た行

短期入所（ショートステイ）

障がい者を介護している家族が病気等のため、居宅において介護ができなくなった場合に、短期間、施設等に入所させて必要なサービスを提供する。

知的障がい

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障を生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態のこと。

聴覚・平衡機能障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障がいは、三半規管や中枢神経系等の働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

ノーマライゼーション

障がいを特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活ができるような条件を整え、ともに生きる社会こそノーマル（通常）な社会であるとの考え方。

発達障がい

発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がいは「自閉症スペクトラム障がい」という新たな呼称が使用されている。

バリアフリー

もともとは、障がい者が社会生活をしていく上で妨げとなる段差等の物理的な障壁（バリア）をなくす意味の建築用語で、現在では、建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁（バリア）の除去という意味でも用いられる。

ピアサポーター

ピアとは、同じような立場や境遇、経験等を共にする者たちを表す言葉であり、障がい領域においては、障がい者自身が、自らの体験に基づいて、他の障害者に対する相談支援等を行う活動を「ピアサポート」、ピアサポートを行う者を「ピアサポーター」という。

福祉教育

国や地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習・広報等の手段により行う教育のこと。

放課後等デイサービス

就学している障がい児等に対し、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流促進等の支援を行うもの。

ボッチャ

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。パラリンピックの正式種目。

や行

ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく，最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品，環境，計画及びサービスの設計。

ら行

リハビリテーション

障がい者の身体的，精神的，社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに，それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し，障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

療育

障がいのある児童に対する医療や教育等，発達を促すための一連の取組。療は医療を，育は養育・保育・教育を一字ずつあわせた高木憲次氏の造語が起源とされる。

療育手帳

知的障がい者（児）に対して，一貫した指導・相談を行うとともに，各種の援護措置を受けやすくするために，一定以上の障がいがある人に対し，申請に基づいて障害程度を判定し，県知事が交付するもの。

さつま町障がい者計画（令和3年度～令和8年度）

発行年月 令和3年3月
発行 鹿児島県 さつま町
編集 さつま町役場 保健福祉課
〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
TEL0996-53-1111 fax0996-52-3514
URL <http://www.satsuma-net.jp>